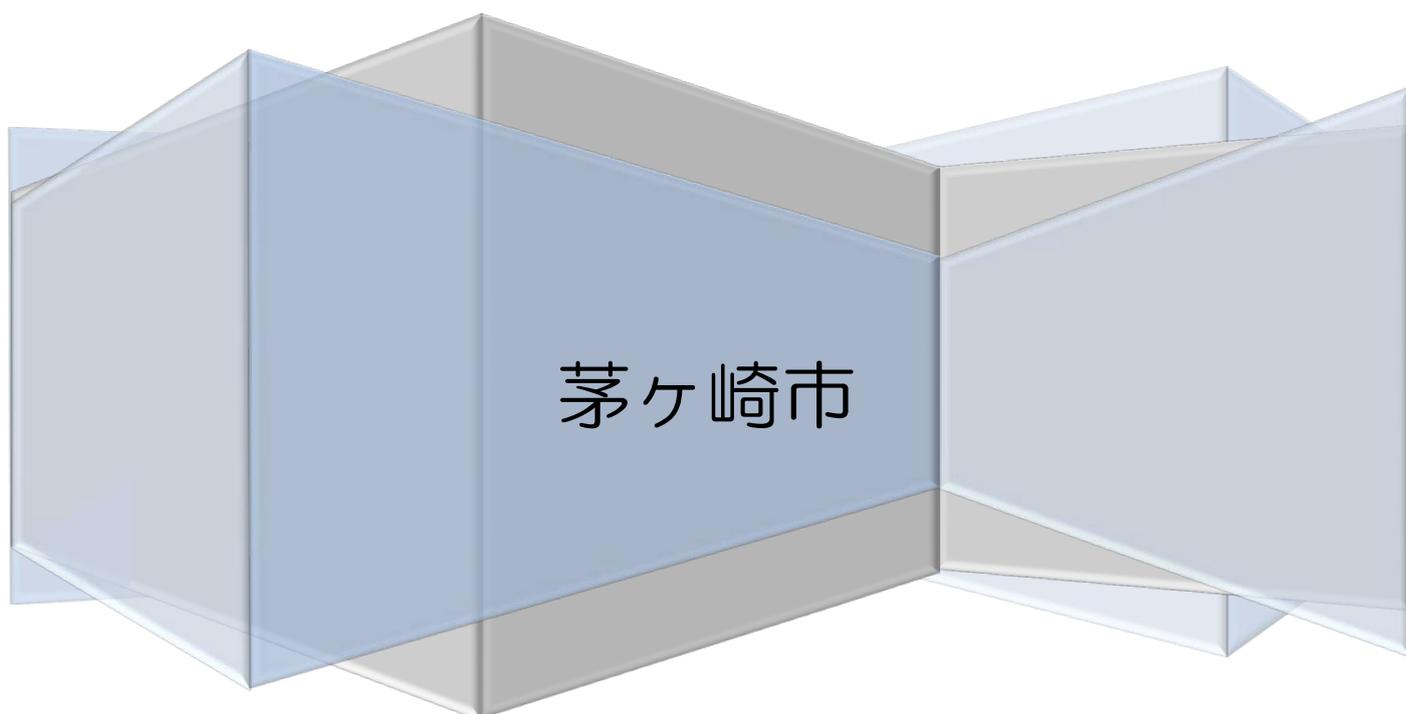


茅ヶ崎市経営改善方針 (2017年度版)

新しい公共の形成による持続可能な基礎自治体の確立

平成30年度～平成32年度
(2018年度～2020年度)



1 経営改善方針（2017年度版）策定にあたっての考え方

（1）これまでの行政改革の取組みと現状の課題

本市では、バブル経済崩壊による経済の長期にわたる後退や内需の低迷等により、市税収入の伸びが期待できない中、より一層複雑多様化する市民ニーズに効率的・効果的に対応していくため、平成7（1995）年に「茅ヶ崎市行政改革大綱」（8（1996）～14（2002）年度）を策定して以来、「第2次茅ヶ崎市行政改革大綱」（15（2003）～19（2007）年度）、「第3次茅ヶ崎市行政改革大綱」（20（2008）～24（2012）年度）に基づき、市民の皆さまのご理解とご協力を得ながら、職員一丸となって行政改革を推進してきたところです。

このような中、25（2013）年度には第2次実施計画の策定に合わせて、これまでの手法を見直し、全ての実施計画事業を行政改革の対象として位置付け、責任ある地域経営主体としての経営改善を図ることを目指した「茅ヶ崎市経営改善方針」を策定しました。

27（2015）年度には第3次実施計画の策定に合わせて「茅ヶ崎市経営改善方針（2015年度版）」を策定し、「事業実施主体の最適化」及び「総人件費の適正化」を課題として位置付け、経営改善の視点に基づいて徹底的な見直しを進めてきました。

これら行政改革の取組みを通じて無駄のない行政運営を徹底し、将来に向けての市民負担の軽減を図ってきた結果、本市の市債現在高（全会計・臨時財政対策債含む）についても、15（2003）年度の1,062億円をピークに年々減少し、その後、26（2014）年度以降は増加傾向に転じたものの、28（2016）年度末時点では約969億円であり、15（2003）年度と比較して約8.8%、約93億円の減少となっています。

一方で、本市の財政運営の根幹をなす市税収入は19（2007）年度時点で約366億円でしたが、景気の低迷による個人所得の減少と企業収益の悪化によって20（2008）年度以降は減少傾向にあります。23（2011）年度から再び増加傾向となり、28（2016）年度は約359億円となったものの、今後も大幅な伸びは期待できない状況にあります。

歳出については、超高齢社会の進展に伴い、扶助費などの社会保障関連経費の増加が見込まれることから、歳入歳出の不均衡（財源不足）を生じさせることなく、政策的経費を創出するため、今まで以上に財源の確保と経費の削減に努めていかなくてはなりません。

また、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が32（2020）年4月に施行され、一般職の「会計年度任用職員制度」が新たに創設されるとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されます。これまで本市においては多種多様な事務処理にあたり、臨時・非常勤職員の効果的な活用を図ってきたところですが、会計年度任用職員制度への移行を受け、固定的経費である人件費のさらなる増大が懸念されます。この会計年度任用職員制度への移行を見据え、これまで臨時・非常勤職員の活用を通じて効率的に実施してきた事務事業についても、他の実施手法とコスト面を含め、メリット・デメリットを比較するなど、ゼロベースでの議論が求められます。

以上のように、業務が年々複雑化し、ヒト・モノ・カネといった経営資源が制約されていく中で、市民ニーズに応え、まちの魅力や活力を高めるためには、市が担うべき業務を徹底的に検証することが必要です。その上で、事業の実施に際しては最少の経費で最大の効果を挙げなくてはならないことを改めて意識し、民間委託等の多様な実施手法についての検討を進めていかななくてはなりません。

すなわち、行政としての責任を果たすことを大前提として据えながらも、これまでの行政運営で積み上げられてきた固定観念から脱却し、いかに新たな発想に基づく行政改革を実行することができるかが、本市組織における喫緊の課題と捉えています。

(2) 時代に即した行政経営の基本方針 2017 (C3 成長加速化方針)

前述のような現状の課題を解決するにあたっては、茅ヶ崎市総合計画基本構想において市政の基軸として位置付けられている「新しい公共の形成」、「行政経営の展開」について、経営主体である本市職員一人ひとりが強く意識し、施策の展開を図っていく必要があります。

そこで、第4次実施計画及び経営改善方針（2017年度版）、次期総合計画の策定作業に先駆け、本市組織の効率的な運営をこれまで以上に強く推進していくため、平成29（2017）年2月に「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」を策定しました。（「6 資料」を参照）

この方針では、いかなる状況下においても本市が安定して成長し続けるため、職員一人ひとりに求められる基本姿勢及び本市組織として取り組むメニューを下図のとおり示しています。

C3成長加速化方針の内容は、経営改善方針（2017年度版）の期間においても継続して取り組むものです。従って、「4つの見直し」により、具体的に見直すこととした事業は、特にスピード感を持って進めるべきものとして行革重点推進事業への位置付けを図ります。

時代に即した行政経営の基本方針 2017(C3 成長加速化方針)

これからの行政経営の基本姿勢

- ▶ 目まぐるしく変わる国の動向や制度、人々の価値観・生活様式の多様化、高度情報化の進展など、加速度的に変化する“時代の潮流”を敏感かつ的確に捉える姿勢
- ▶ 従来の事務事業を徹底的に見直し、旧態依然としたものや効率的・効果的ではない事務の進め方を積極的に変革する姿勢
- ▶ これらの姿勢を持って事業の実施にあたり、成長のための原資の創出を加速化させる。

取り組むメニュー(4つの見直し)

持続可能な体制に向けた
各種制度の見直し

外郭団体への支援策等に関する見直し

受益者負担の適正化に関する見直し

時代に即した行政経営を行うための
働きかたの見直し

(3) 経営改善方針（2017年度版）の基本姿勢

平成 25 年度より新たな取組みとして計画期間を開始した経営改善方針は、全体的には順調に進んでいますが、次の 3 点が課題として残されています。

① 事業実施主体の最適化に関する課題

これまでの経営改善方針では、事業実施主体の最適化を図り、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間に委ねることとし、従来の委託手法だけでなく指定管理者制度、協働推進事業及び提案型民間活用制度といった制度の活用を目指してきました。

しかしながら、厳しい財政状況の中、社会経済情勢の変化等に対応し、市民サービスの水準の維持向上を図るためには、より一層の公民連携手法を活用することにより、行政の担うべき役割を重点化し、総合計画基本構想に位置付けた新しい市政の基軸の一つである「新しい公共の形成」を実現しなければなりません。

② 総人件費の適正化に関する課題

これまでの経営改善方針では、地方分権の推進に伴う権限移譲等による負担増の状況の中、構造的な人件費の増加を抑制するため、再任用職員、臨時職員、非常勤嘱託職員等の積極的な活用により、業務の特性に応じた効率的な行政組織・体制を確立し、時間外勤務の縮減も含めた総人件費の適正化に努めてきました。

しかしながら、国からの権限移譲や新たな市民ニーズに対する負担増に対応するため、時間外勤務の縮減が図れず、職員も増員傾向にあります。職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスへの配慮といった観点からも、28（2016）年度から取組みを始めた「働きかたの見直し」を継続するとともに、徹底した定員管理及び臨機応変な組織体制の構築に努めなければなりません。

③ 外郭団体の経営改善に関する課題

これまでの経営改善方針では、市が主体となって設立した外郭団体について、社会経済情勢の変化を念頭に、その社会的役割や機能、経営状況を検証し、自立的・効率的な経営体制の確立を目指し、「外郭団体見直し基本方針(改訂版)」に基づいて、各団体の経営計画や経営報告書の策定に取り組んできました。

しかしながら、各団体の経営状況を検証し、あるべき姿までの道筋を付けたとは言えず、アウトソーシングの実施や自主事業に対する補助金や運営費補助といった支出の見直しなど、指定管理業務等に依存しない経営体制を確立しなければなりません。

現行の経営改善方針（2015 年度版）は、限られた経営資源の中で、効率的かつ効果的に事務事業を実施していくため、より一層の事務改善に努めるとともに、新しい公共の形成に向けた環境整備を進める必要があるという認識の下、全ての実施計画事業を経営改善方針の対象としてきました。

今後も厳しい財政事情が続くと想定される中において、本市を取り巻く環境の変化に対応するためには、事務事業のゼロベースでの見直しや業務量の平準化など、これまで以上に、行政経営の視点に基づいて各事務事業を進める必要があります。

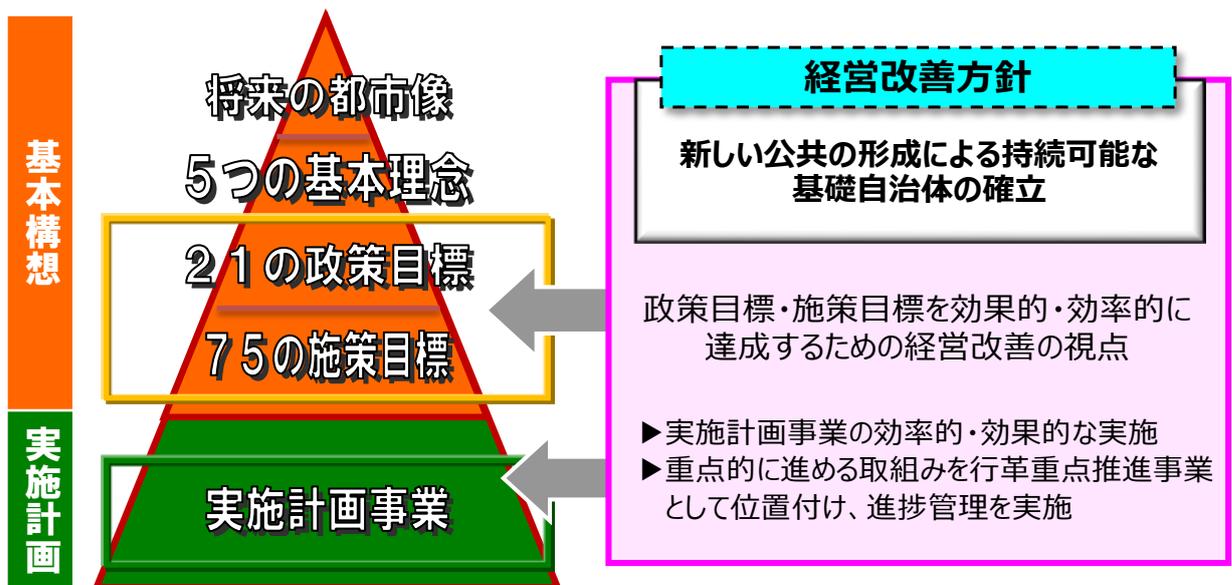
また、激化する都市間競争・地域間競争の時代においては、地域社会の課題を的確に捉え、解決に向けて、必要な部門に重点的に資源を配分しなくてはなりません。その上で、政策・施策目標をしっかりと意識しながら、行政改革を進めることが求められます。

そのため経営改善方針（2017年度版）においても、これまでと同様、全ての実施計画事業を経営改善方針の対象とするとともに、C3 成長加速化方針において示した考え方を強く意識し、本市における行政改革を引き続き推進していきます。

なお、行政改革は、単なる経費削減を目的としたものではありません。事業の廃止や縮小、事務改善等により産み出された原資(行革効果額)を、新たな市民ニーズへの対応施策にシフトし、施策を強化することで、さらなる市民サービスの向上を図ることが目的です。

(4) 経営改善方針（2017年度版）と総合計画との関係

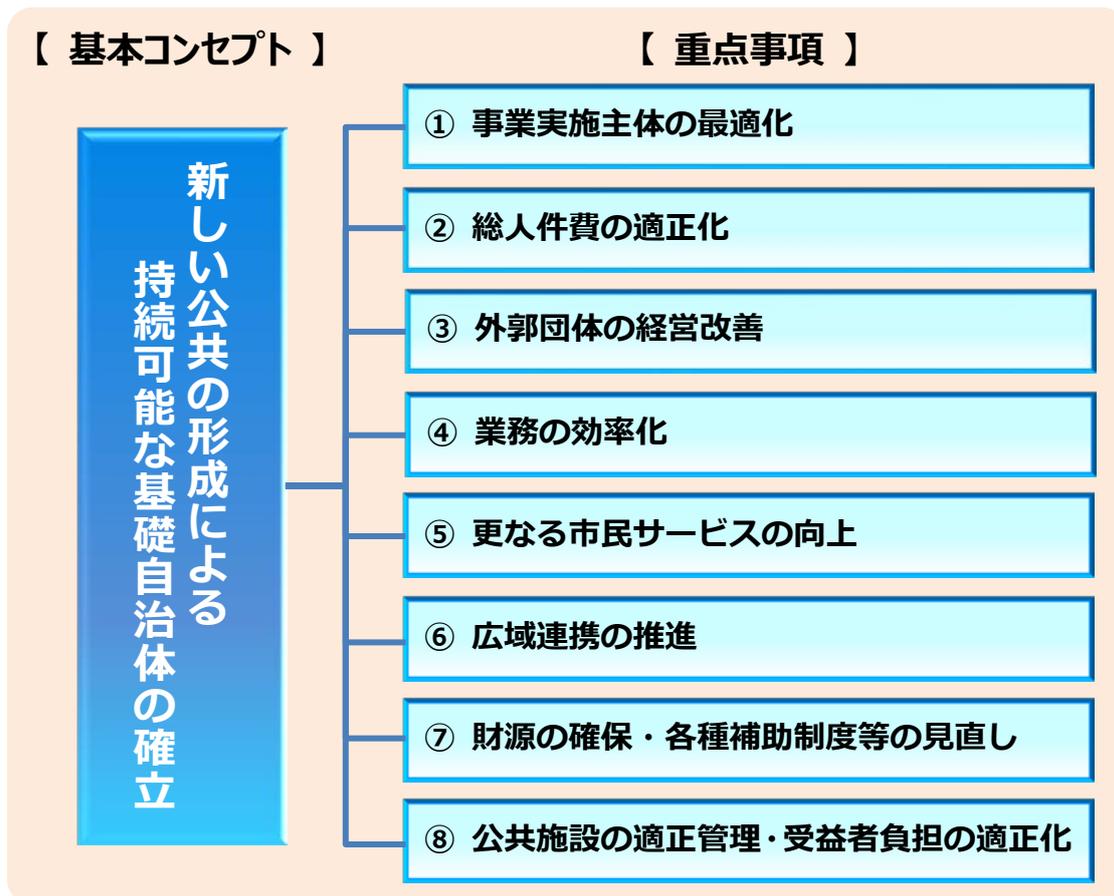
経営改善方針は第4次実施計画に位置付けられている全事業を行政改革の対象とすることにより事業の効率的・効果的な実施を促し、総合計画基本構想における市政の基軸「新しい公共の形成」及び「行政経営の展開」の実現を目指します。



(5) 経営改善方針（2017年度版）の基本コンセプト

将来にわたって市民ニーズに沿ったサービスの維持向上を目指すとともに、持続的な成長に向けての取組みを推進するため、基本コンセプトについては、これまでの経営改善方針と同様に、「新しい公共の形成による持続可能な基礎自治体の確立」としました。

なお、これまでは基本コンセプトの下に「経営改善の方向性」を設けていましたが、重点事項との関連性が必ずしも明確でなかったこと、重点事項に位置付けた取組みは基本コンセプトに直接的に資するものであることを踏まえ、経営改善方針（2017年度版）については基本コンセプトと重点事項の2層構造としました。



(6) 経営改善方針（2017年度版）における重点事項

次に掲げる重点事項の考え方に即し、取組みを推進することで本市の経営改善に資すると考えられる取組みを、経営改善方針（2017年度版）における「**行革重点推進事業**」として位置付け、取組みの成果・効果を明らかにするための進捗管理を行います。

① 事業実施主体の最適化

ライフスタイルの多様化等に伴う市民ニーズの変化に対応するために、これまで行政が提供してきたサービスをゼロベースで見直します。

また、業務プロセスの見える化及び最適化を行い、行政が直営で実施するよりも効率的または効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間活力を活用します。

② 総人件費の適正化

構造的な人件費の増加を最小限に抑制するため、28（2016）年度から開始した働きかたの見直しを継続して実施し、より効率的な業務の遂行に努めます。

また、再任用職員、臨時職員、嘱託職員等について、その雇用形態の有する任用目的、役割等と照らし合わせ、活用可能性について検討し、多様な人材を戦略的・機動的に配置します。

③ 外郭団体の経営改善

市が主体となって設立した外郭団体について、社会経済情勢の変化等を念頭に、その社会的役割や機能、経営状況等を改めて検証し、補助金や運営費補助などの財政的支援について今後の方向性を定めます。

また、事業評価制度等の導入などマネジメントの徹底を図ることで、競争を前提とした中での指定管理者制度の公募化など、これまで以上に自立的・効率的な経営体制を確立できるよう見直しを進めます。

④ 業務の効率化

組織活力の向上や人材の確保・育成、公務能率の向上に取り組むとともに、限られた経営資源を効率的・効果的に配分し、コストパフォーマンスの高い組織体制を確立します。また、事務事業そのものを見直し、優先順位を明確にした上で、業務の絶対量の削減を図ります。

なお、この実施にあたっては「茅ヶ崎市地域情報化計画¹」における「ICTによる行政経営の見直し」施策と整合を図りつつ進めるものとします。

⑤ 更なる市民サービスの向上

市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するため、これまで以上にITを活用するなど、前例にとらわれない手法をとることによって、行政サービスの質の向上を図ります。

なお、この実施にあたっては「茅ヶ崎市地域情報化計画」における「ICTによる行政サービスの向上」施策と整合を図りつつ進めるものとします。

⑥ 広域連携の推進

厳しい財政状況や、少子高齢化社会の中でも、持続可能な行政サービスを提供するため、近隣自治体との連携を見据えて事務事業の見直しを行います。

⑦ 財源の確保・各種補助制度等の見直し

将来にわたって、市民に最良なサービスを継続的に実施していくために、自主財源の確保に努めます。

また、これまで国や県が補助金を出していたものの、既にその補助がされていない事業であって、現在でも当該制度が存続しているもの、または従来のサービス水準を維持しているものといった各種補助制度について見直しを実施することで、健全で安定した財政基盤を確立し、将来にわたって安定した行政サービスを提供します。

⑧ 公共施設の適正管理・受益者負担の適正化

社会経済情勢の変化に伴い、公共施設に対する市民ニーズが変化している中で、時代に合った公共施設のあり方を考えます。

また、減額免除の見直しについて公の施設ごとに検討を進めるとともに、提供するサービスの内容や経費の内訳等を精査した上で、適切な受益と負担に基づく使用料等を確立します。

¹ 茅ヶ崎市地域情報化計画

【掲載先】 <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiseijyoho/1009446/1009523.html>

2 経営改善方針（2017年度版）の着実な推進に向けて

(1) 経営改善方針（2017年度版）の計画期間

経営改善方針は、実施計画に位置付けられた全ての事務事業を行政改革の対象とするため、実施計画と一体的に策定を行っています。このことから、経営改善方針（2017年度版）の計画期間は、第4次実施計画と同一の平成30（2018）年度から32（2020）年度までとしています。

現行の茅ヶ崎市総合計画基本構想については32年度をもって終期を迎えることから、その翌年度の33（2021）年度からは、次期基本構想下における新たな経営改善スキームの下、引き続き責任ある地域の経営主体として、より実効性のある経営改善を推進していきます。

【 経営改善方針の計画期間 】

| 計 画 年 度 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 31年 | 32年 | 33年 |
|-----------------|---------------|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| 総合計画基本構想 | ← 23年度～32年度 → | | | | | | | | | | |
| 総合計画基本構想(次期) | | | | | | | | | | | → 33年度～ |
| 第1次実施計画 | ← → | | | | | | | | | | |
| 第3次行政改革大綱 | ← → | | | | | | | | | | |
| 第2次実施計画 | | | ← 一体化 → | | | | | | | | |
| 経営改善方針 | | | ← 一体化 → | | | | | | | | |
| 第3次実施計画 | | | | | | ← → | | | | | |
| 経営改善方針(2015年度版) | | | | | | ← → | | | | | |
| 第4次実施計画 | | | | | | | | ← → | | | |
| 経営改善方針(2017年度版) | | | | | | | | ← → | | | |

新たな経営改善スキームを構築し、実効性のある経営改善を図る

(2) 経営改善方針（2017年度版）の推進体制

① 各種会議体による行政改革の効果的な推進

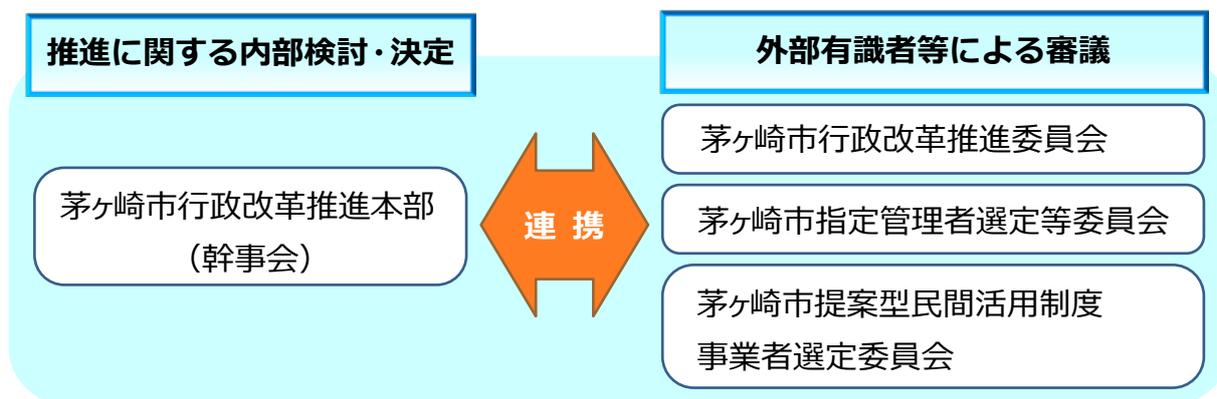
本市では、経営改善方針を実施計画と一体的に策定することで全ての事務事業を行政改革の対象と位置付け、本市の経営改善に向けて積極的に行政改革を推進してきました。

その推進に係る内部体制として、市長をトップとした「茅ヶ崎市行政改革推進本部」を設置し、経営改善方針の策定及び進行管理、行政改革に関する重要事項に関する検討及び決

定等を行っています。

また、外部有識者等で構成される「茅ヶ崎市行政改革推進委員会」を設置し、行政改革の推進に関する事項について、専門的な審議等を実施しています。中でも、指定管理者制度及び提案型民間活用制度に関する審議等については、それぞれ「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会」、「茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会」を設置して行うことで、効果的に各制度の推進を図っています。

経営改善方針（2017年度版）の計画期間においても、適切な役割分担の下、これら会議体の専門的機能を発揮し、相互に連携しつつ本市の行政改革及び経営改善を効果的に推進していきます。



② 経営改善に向けた庁内統一の考え方・基本方針の策定及び展開

本市では、総合計画基本構想の策定にあたり、厳しい財政見通しを踏まえ、行政運営を大きく転換することとし、「新しい公共の形成」及び「行政経営の展開」を市政の基軸として位置付けました。

この市政の基軸に基づく行政運営の実現、そして経営改善方針の基本コンセプトである「新しい公共の形成による持続可能な基礎自治体の確立」を目指し、これまで、本市においては経営改善に関する個別テーマや行政改革手法ごとに「庁内統一の考え方」や「基本方針」等を策定し、全庁に展開しています（次頁を参照）。

こういった統一的な考え方のフレーム及び標準的な検討スキームを構築することで、本市の経営改善に関する重要事項や行政改革手法の導入及び実施について、効率的に推進しています。

経営改善方針（2017年度版）の計画期間においても、行政改革による本市の経営改善が着実かつ持続的に推進されるよう、「庁内統一の考え方」や「基本方針」等について、引き続き庁内への展開を図っていきます。また、時勢に応じた考え方及び運用が可能となるよう、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

茅ヶ崎市経営改善方針(2017年度版)

基本コンセプト

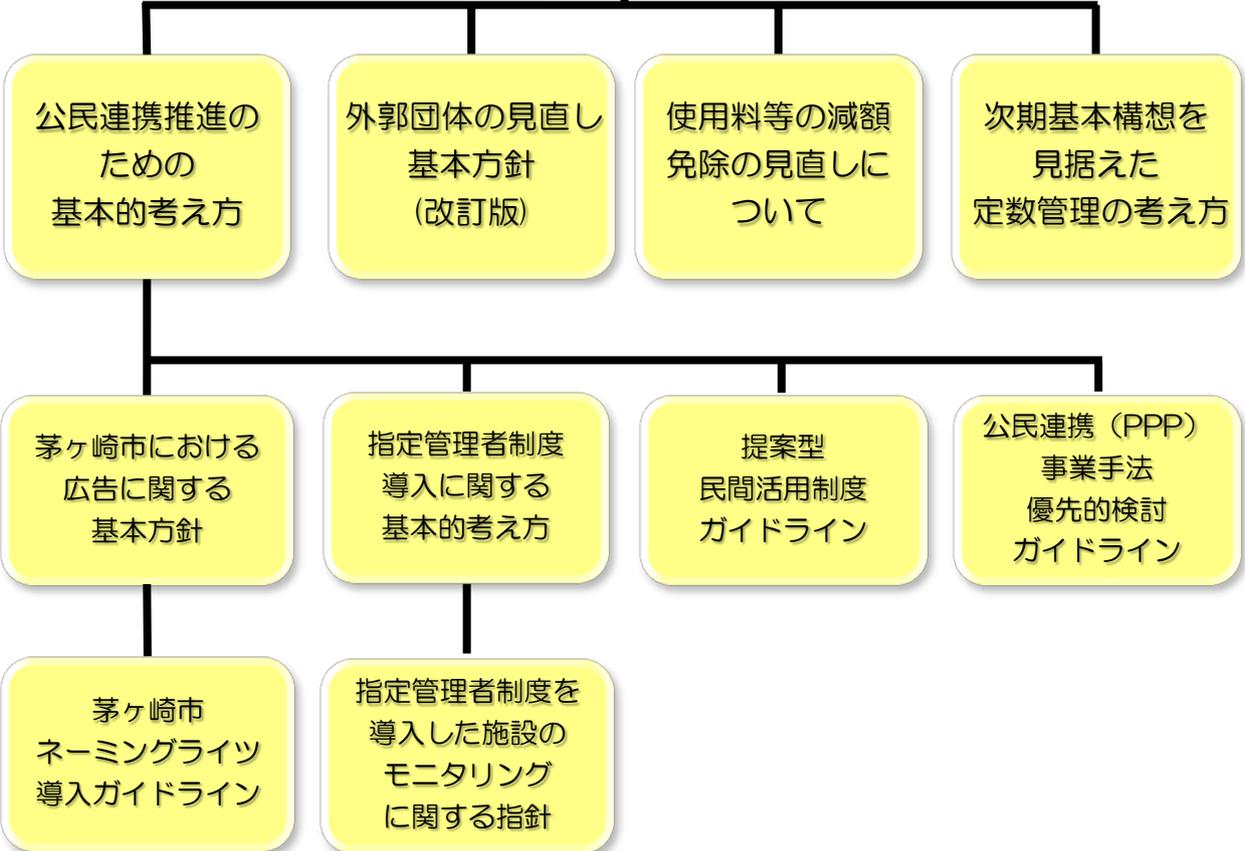
新しい公共の形成による持続可能な基礎自治体の確立

重点事項

- ① 事業実施主体の最適化
- ② 総人件費の適正化
- ③ 外郭団体の経営改善
- ④ 業務の効率化
- ⑤ 更なる市民サービスの向上
- ⑥ 広域連携の推進
- ⑦ 財源の確保・各種補助制度等の見直し
- ⑧ 公共施設の適正管理・受益者負担の適正化

時代に即した行政経営の基本方針 2017 (C3 成長加速化方針)

経営改善に向けた 庁内統一の考え方・基本方針



【参考】経営改善に向けた市内統一の考え方・基本方針の概要

公民連携推進のための基本的考え方

- ・ 市民サービスの提供における多面的な仕組みづくりを推進するため、公民連携の基本的な考え方等について、全市的な認識の共有化を図ることを目的として策定したものです。
- ・ 本市の全ての事業について、最少の経費で市民サービスの要求水準を満たすという考え方を取り入れ、行政による公的関与のあり方を再検討し、従来手法を含めた中でどの手法が最も適切かを判断することを規定しています。
- ・ 公民連携の具体的な事業手法の内容や本市の現状、対象事業となる条件についての説明のほか、本市の公民連携事業における事業手法の選択手順や推進にあたっての留意事項等を示しています。

【掲載先 URL】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiminsanka/1007696/1007713/index.html>

外郭団体の見直し基本方針（改訂版）

- ・ 外郭団体の自立に向け、効率的・効果的な経営体制を確立するための取組みの内容を示すとともに、本市としての外郭団体への関与のあり方について定めたものです。
- ・ 見直しを図る対象団体、見直しの視点及び方向性を含めた改革方針を定めるとともに、所管課による指導監督や進行管理の手法について規定しています。

【掲載先 URL】

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kikaku_gyosei/1008480/1008500.html

使用料等の減額免除の見直しについて

- ・ 使用料等の減額と免除について、施設利用というサービスの受益を受けている人と受けていない人との負担の公平性を確保することを目的として、そのあり方及び見直しの考え方を明らかにするとともに、公の施設における統一的な減額免除基準を定めたものです。
- ・ 各公の施設における公的関与の必要性及び多様な設置目的に応じた減額免除の考え方を定めるとともに、見直しを行う時期について規定しています。

【掲載先 URL】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kanzai/1026371.html>

次期基本構想を見据えた定数管理の考え方

- ・ 平成 33（2021）年度を始期とする、次期の茅ヶ崎市総合計画基本構想の推進体制として、業務と定数のミスマッチを解消するとともに、環境の変化に対応できる機動的な組織を目指し、行政改革の視点を持って、これまで以上に戦略性を持った定数管理を行うために策定したものです。
- ・ 次期基本構想の組織体制が構築される 32（2020）年度を目途に、業務と定数のミスマッチが解消された、あるべき姿としての「各課の適正な職員定数」を構築するため、年度ごとの段階的な取組みを進めていくこととしています。

【掲載先 URL】

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kikaku_gyosei/1008476/1029008.html

茅ヶ崎市における広告に関する基本方針

- ・ 市の財産を広告媒体とし、民間企業等から広告料を徴収することで、新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として定めたものです。

- ・ 募集等の一連の手続きの流れや、広告媒体や契約等に関する庁内統一的な考え方を示しています。

【掲載先 URL】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1001878/1007324.html>

指定管理者制度導入に関する基本的考え方

- ・ 平成 15（2003）年の地方自治法の改正に伴い、本市の公の施設における指定管理者制度の導入について、基本的考え方を定めたものです。
- ・ 法的な制度の概要について紹介しているほか、本市における対応方針、募集や選定にあたっての考え方、導入後の監督等に関する市の統一的な対応について規定しています。
- ・ 指定管理者と締結する協定書等の標準例を示しており、指定管理者制度導入施設に関する主管課事務の効率化を図っています。

【掲載先 URL】

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kikaku_shiteikanrisha/1009684.html

提案型民間活用制度ガイドライン

- ・ 提案型民間活用制度導入の基本原則、対象事業の選定の考え方や実施する上での基本的事項など、取組みを進めていくにあたっての考え方をまとめたものです。
- ・ 制度の運用フローを示しているほか、事業企画提案に対する審査指針、民間委託後のモニタリング指針等について規定しています。

【掲載先 URL】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiminsanka/1007696/1010483/index.html>

公民連携（PPP）事業手法優先的検討ガイドライン

- ・ 「公民連携推進のための基本的な考え方」を補完するものとして国からの要請に基づき策定したものです。
- ・ 公共施設等の整備等にあたっては、市の直営といった従来手法に優先して、多様な公民連携事業手法を検討することとし、そのための具体的な検討方法等を規定しています。

【掲載先 URL】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiminsanka/1007696/1023179.html>

茅ヶ崎市ネーミングライツ導入ガイドライン

- ・ 「茅ヶ崎市における広告に関する基本方針」を補完するものとして、市が保有する施設及び実施する事業に対し、ネーミングライツの適切な導入を図るため、策定したものです。
- ・ 導入までの手続きの流れや募集・選考方法等に関する庁内統一的な考え方を示しています。
- ・ ネーミングライツパートナー選考基準や募集要項の標準例を示しており、ネーミングライツを導入しようとする所管課事務の効率化を図っています。

【掲載先 URL】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1001878/1022831.html>

指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針

- ・ 指定管理者制度導入施設に対するモニタリングの考え方や、月次・年次報告書の作成及び実地調査の実施等を定めているほか、施設主管課や指定管理者が記入する評価表等の様式を掲載しています。

【掲載先 URL】

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kikaku_shiteikanrisha/1009684.html

(3) 経営改善方針（2017年度版）の進行管理

① 進捗状況報告書の作成

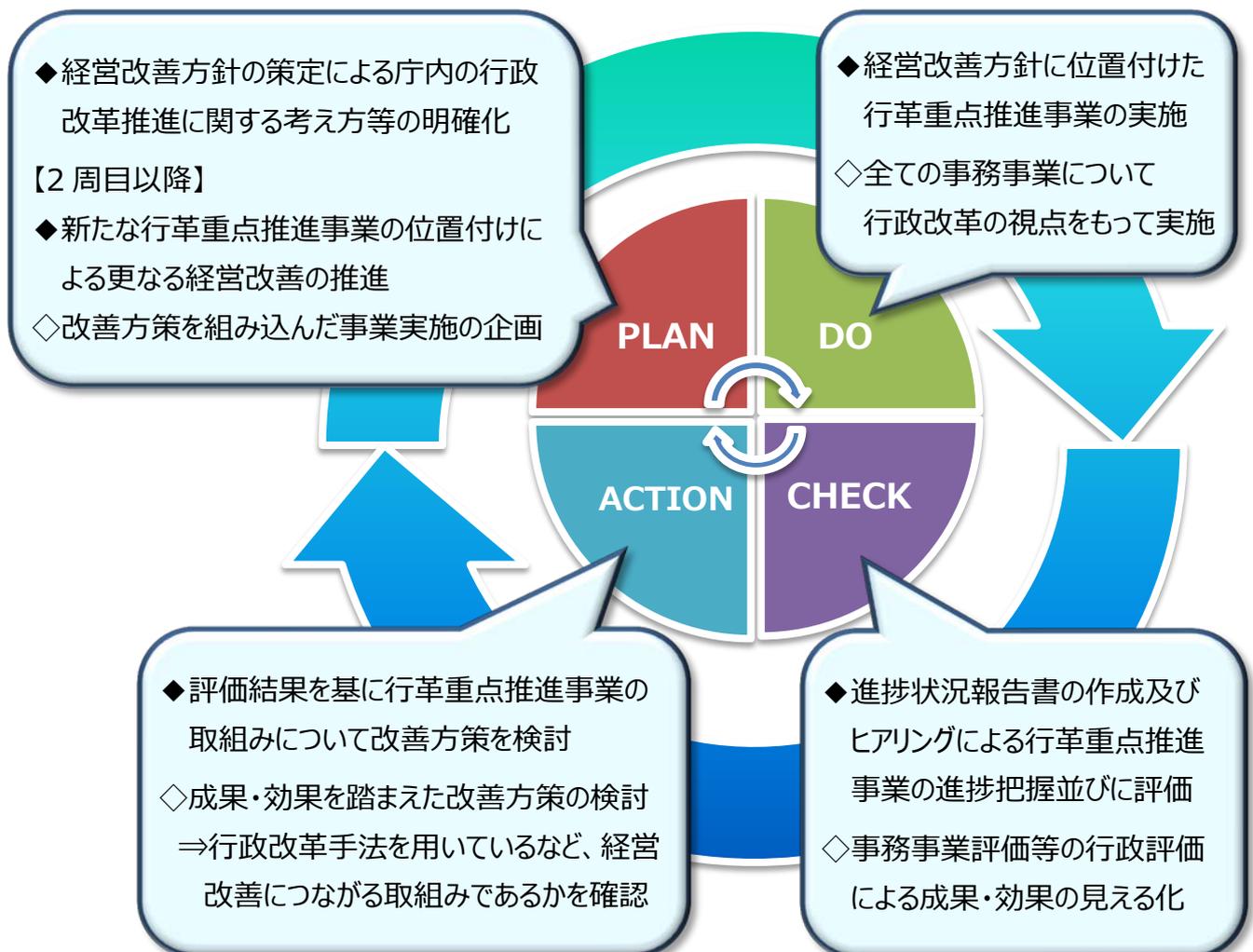
前年度の財政状況及び経営改善方針に位置付けられた行革重点推進事業の進捗状況及び行革効果額等について明らかにするため、進捗状況報告書を市が作成し、ホームページ等において公表します。作成した報告書を基に、必要に応じて各担当課へヒアリングを行う等により、課題の共有を図るほか、全庁に向けた優良事例の横展開を図ります。

加えて、毎年度実施する事務事業評価等の行政評価において、経営改善に資すると考えられる取組みを掘り起こし、経営改善方針（2017年度版）における行革重点推進事業として新たに位置付け、その成果及び効果を明らかにしていきます。

② 経営改善方針（2017年度版）におけるPDCAサイクル

本市では、第4次実施計画と一体的に進行管理を行うとともに、次のようなPDCAサイクルによって行政改革に取り組み、本市の経営改善の継続的な推進を図ります。

※ 凡例 ◆ = 行革重点推進事業 ◇ = 行革重点推進事業でない事業



3 部局における経営改善の視点及び行革重点推進事業一覧

(1) こども育成部

| 部局における経営改善の視点 | | | |
|--|----------|-------------------------|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・こども育成部では、市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するため、事業実施主体の最適化、総人件費の適正化、業務の効率化、及び財源の確保・各種補助制度の見直しに重点を置いて具体的な実施事項を定め、計画的に改善に取り組んでいきます。 ・母子父子寡婦福祉資金の利子補給金の事業について、平成 29（2017）年度をもって廃止し、経費の削減を図ります。（29（2017）年度までの対象者の利子補給金終了をもって事業完了） ・小児医療助成事業の年齢拡大に伴い、一部負担金の徴収を行い、財源の確保に努めます。 ・保育料の収納事務を引き続き民間保育園に委託します。また、口座振替をさらに推奨するとともに、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を行い、徴収率の向上と負担の公平性の確保を目指します。 | | | |
| 行革重点推進事業一覧 | | | |
| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
| 1-1 | 子育て支援課 | 子育て支援センターの指定管理者制度の導入の検討 | - |
| 7-1 | 子育て支援課 | 小児医療費助成事業における一部負担金の徴収 | 85,089,000 |
| 7-2 | 子育て支援課 | 母子父子寡婦福祉資金の利子補給金の廃止 | 51,000 |
| 7-3 | 保育課 | 助成対象者の見直し | 270,000 |
| 8-1 | 保育課 | 保育料の徴収率の維持・向上 | - |
| 1-2 | こども育成相談課 | 療育相談事業のあり方に係る運営体制の見直し | - |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 85,410,000 |

(2) 教育推進部

| 部局における経営改善の視点 | | | |
|---|------|---------------------------|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・図書館では、窓口業務でのサービス向上と経費削減の両面から運営形態の調査研究を行い、効率的な運営手法を検討し見直しを図ります。また、広告事業として実現可能な媒体を検討し、財源確保に努めます。 | | | |
| 行革重点推進事業一覧 | | | |
| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
| 4-1 | 青少年課 | 指定管理者選定における評価・指定事務の効率化の検討 | - |
| 8-2 | 青少年課 | 青少年会館のあり方の検討 | - |
| 4-2 | 青少年課 | 青少年会館管理業務委託の見直し | - |
| 4-3 | 青少年課 | 海岸青少年会館管理業務委託の見直し | - |
| 7-4 | 図書館 | 図書館における広告事業の検討・実施 | 472,320 |
| 1-3 | 図書館 | 図書館窓口業務運営形態の検討 | - |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 472,320 |

(3) 教育総務部

| 部局における経営改善の視点 | | | |
|--|-------|---------------------------|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について、協議・調整を行う総合教育会議を開催しています。これにより、両者が緊密に連携を保ちながら教育政策の方向性を共有し、一致して教育行政の推進を図ります。 ・学校施設面は、小学校の学校給食について、共同調理場方式から自校式への給食調理場が残り1校となり、対象となる関係課かみや学校等と十分な調整を行いながら事業を進めます。また、学校施設環境改善交付金等を活用し、既存施設の改修工事等を実施します。 ・確かな学力と豊かな人間性をはぐくむため、教職員の確保と適正な配置などにより、児童・生徒が安全・安心に学べる良好な教育環境と質の高い教育を受けられる体制を整えます。 ・働きかたの見直しに関する取組みを意識し、効率的・効果的な事業執行に努めます。 | | | |
| 行革重点推進事業一覧 | | | |
| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
| 1-4 | 教育総務課 | 土日や祝日における学校施設管理（小学校）の見直し | 17,339,364 |
| 1-5 | 教育総務課 | 土日や祝日における学校施設管理（中学校）の見直し | 11,979,672 |
| 1-6 | 学務課 | 小学校給食事業のあり方に基づく最適な実施手法の検討 | - |
| 7-5 | 学務課 | むし歯予防事業交付金の見直し | - |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 29,319,036 |

(4) 文化生涯学習部

| 部局における経営改善の視点 | | | |
|--|---------|------------------------------------|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の適正化と指定管理料の見直しにより原資を生み出すよう、部局内の職員の意識改革・スキル向上を図ります。 ・最大限の効果を上げるよう、行政側の意向を正確に伝えしっかりと関係づくりを構築します。 ・事務事業や組織体制等について、社会経済情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、再生や再構築、縮小、廃止を含め、見直すべきは見直し、対応すべきものは対応するよう事業の見直し（業務棚卸、スクラップ）を心がけます。 ・それぞれの職にある職員が一段上のレベルを目指す人材育成に取り組み、職場全体の生産性を高めます。 ・職員一人ひとりが主体的に業務に関わっているという意識付けと、日常のコミュニケーションを促進し関係性の強化を図ります。 ・部局内のミッション達成に向けて、業務の優先度の認識をするとともに、事業の進め方や手法について常に改善意識を持ち、業務の簡素化を図ることにより、職員の負担軽減を図ります。 | | | |
| 行革重点推進事業一覧 | | | |
| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
| 8-3 | 文化生涯学習課 | 市民文化会館の減額免除の見直し | 17,736,000 |
| 3-1 | 文化生涯学習課 | 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団への支援策等についての研究 | - |
| 8-4 | スポーツ推進課 | 体育施設等の減額免除の見直し（柳島スポーツ公園） | 2,270,000 |

| | | | |
|--------------------|---------|----------------------|------------|
| 7-6 | スポーツ推進課 | 施設内自動販売機の設置条件の見直し | 15,000,000 |
| 8-5 | スポーツ推進課 | 体育施設等の減額免除の見直し（体育施設） | 9,080,000 |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 44,086,000 |

(5) 福祉部

| 部局における経営改善の視点 | | | |
|---|---------|------------------------------------|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化の進展や社会の価値観が複雑多様化する中で、厳しい財政状況にあっても市民ニーズに的確に対応していくために、C3 成長加速化方針に基づき、各種手当や助成・減免について、その必要性やサービス水準を精査し、制度の縮小・廃止や受益者負担の観点から見直しを進めます。 ・ 外郭団体の見直し基本方針に基づき、部で所管する外郭団体について、各団体の実情に配慮し、将来展望を共有しながら、経営改善に努めます。 | | | |
| 行革重点推進事業一覧 | | | |
| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
| 3-2 | 福祉政策課 | 市社会福祉協議会への支援策等の見直し | - |
| 7-7 | 保険年金課 | 診療報酬明細書の再審査による国民健康保険財政健全化の推進 | 300,000,000 |
| 7-8 | 保険年金課 | 国民健康保険料の収納率の向上 | - |
| 4-4 | 高齢福祉介護課 | 指定管理者選定における評価・指定事務の効率化の検討 | - |
| 7-9 | 高齢福祉介護課 | 老人クラブ等助成事業における老人クラブ連合会助成事業費補助金の見直し | 1,650,000 |
| 3-3 | 高齢福祉介護課 | 外郭団体の経営改善（シルバー人材センター） | - |
| 7-10 | 高齢福祉介護課 | 介護保険の徴収率の向上 | - |
| 3-4 | 障害福祉課 | 外郭団体の経営改善（社会福祉事業団） | - |
| 3-5 | 障害福祉課 | 外郭団体の経営改善（社会福祉事業団） | - |
| 7-11 | 障害福祉課 | 自動車運転免許取得助成事業及び自動車改造費助成事業の廃止 | 1,200,000 |
| 4-5 | 生活支援課 | 既存の電子レセプト管理システムのクラウド化 | 1,511,000 |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 304,361,000 |

(6) 市立病院

| 部局における経営改善の視点 | | | |
|--|-------|----------------------|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的に経常黒字を達成するために必要な入院収益を確保するため、経常黒字の目安となる病床利用率76%以上を最低でも確保しつつ、さらなる経営安定のために83%を目標値とします。 | | | |
| 行革重点推進事業一覧 | | | |
| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
| 1-7 | 病院総務課 | 専門機関の支援による材料等調達経費の節減 | 90,000,000 |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 90,000,000 |

(7) 保健所

部局における経営改善の視点

- ・29（2017）年4月から、県から移譲を受け、一体的にまちの地域保健や公衆衛生を進めています。新たな体制づくりの中で、行政改革の重点事項である「業務の効率化」や「更なる市民サービスの向上」、「広域連携の推進」を特に念頭におき、市民にとってより身近な保健所を目指します。
- ・健康診査事業の眼底検査について、高齢化に伴う受診者の増加による事業費の増大に対して、国基準に即した健診項目等の見直しを実施し、財源を確保するとともに事業の効率化を図ります。
- ・肝炎ウイルス検診の自己負担金について、委託料単価の概ね3割を目指して受益者負担の適正化を図ります。

行革重点推進事業一覧

| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
|--------------------|-------|----------------------------|---------------------|
| 4-6 | 健康増進課 | 健康診査事業における診査項目等の見直し | 14,457,240 |
| 8-6 | 健康増進課 | 肝炎ウイルス検診における単独検査自己負担金等の見直し | 115,200 |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 14,572,440 |

(8) 環境部

部局における経営改善の視点

- ・経営改善方針（2017年度版）の基本コンセプトや重点事項に基づき、民間委託や協働といった手法を積極的に活用し、業務の効率化や事業主体の最適化を進めることにより、総事業費の縮減を進めます。また、受益者負担の適正化に向け、家庭ごみの有料化等の検討を行うとともに、総人件費の適正化に向けては、「働きかたの見直し」を進め、より効率的な業務の遂行に努めるほか、再任用職員を活用するなど人的資源の有効活用に積極的に取り組みます。この他、今後3年間の主な取組事項は次の4点となります。
- ・太陽光発電設備普及啓発基金を活用した太陽光の利用に関する普及啓発事業の実施
- ・「ごみ通信ちがさき」「ごみと資源物の分け方・出し方」「収集車両」における民間広告の掲載及びごみ焼却処理施設余熱利用設備の売電による財源確保の継続
- ・家庭ごみ有料化導入の検討
- ・民間事業者を活用した粗大ごみ処理施設整備の調査・検討

行革重点推進事業一覧

| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
|------|-------|--|---------------------|
| 1-8 | 環境政策課 | 茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の推進 | - |
| 4-7 | 環境政策課 | 次期環境基本計画との統合に向けた検討 | - |
| 4-8 | 環境保全課 | 民間企業との協働によるごみ袋の作製 | 480,000 |
| 7-12 | 環境保全課 | し尿処理手数料の徴収率の向上 | 93,000 |
| 8-7 | 環境保全課 | 生活保護受給世帯等へのし尿及び浄化槽の汚泥に関する処理手数料の免除制度の廃止 | 402,930 |
| 8-8 | 資源循環課 | ごみ処理に係る受益者負担のあり方を見直し | - |
| 1-9 | 資源循環課 | 粗大ごみ処理施設の整備における民間事業者活用の検討 | - |

部局における経営改善の視点及び行革重点推進事業一覧

| | | | |
|---------------------------|----------|---------------------------------|--------------------|
| 8-9 | 資源循環課 | 大型ごみ収集手数料の見直し | - |
| 7-13 | 資源循環課 | ごみ通信ちがさきへの広告掲載 | 1,080,000 |
| 7-14 | 環境事業センター | ごみと資源物の出し方ガイドにおける民間広告の掲載による財源確保 | 2,400,000 |
| 7-15 | 環境事業センター | ごみ収集車への民間広告の掲載による財源確保 | 8,960,000 |
| 7-16 | 環境事業センター | ごみ焼却処理施設余熱利用による売電 | 360,219,000 |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 373,634,930 |

(9) 市民安全部

| 部局における経営改善の視点 | | | |
|---|-------|-------------------|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市内の防災体制を充実強化するため、自主防災組織と連携し防災意識の向上や防災訓練を実施していきます。 ・近隣市町と情報交換しながら、連携して取り組むことが効果的な対策については、広域による協力体制を構築し、取組みを進めていきます。 ・安全で安心な市民生活が送れるように、職員及び各種相談員は多様化する市民の相談に対応するため幅広い分野の知識の習得に努めてまいります。 ・広域的な司法書士相談を実施することにより、市民の利便性の向上を図ります。 ・社会環境の変化により相談内容が複雑・多様化する中、17（2005）年に寒川町と締結した協定に基づき、広域的な消費生活相談を継続実施することにより、市民の利便性の向上を図ります。 | | | |
| 行革重点推進事業一覧 | | | |
| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
| 5-1 | 防災対策課 | 防災行政用無線補完システムの再構築 | - |
| 6-1 | 市民相談課 | 消費生活相談の広域連携 | 1,464,645 |
| 1-10 | 市民相談課 | 不用品登録制度の廃止 | - |
| 6-2 | 市民相談課 | 司法書士相談の広域連携 | 21,735 |
| 6-3 | 市民相談課 | 多重債務法律相談の広域連携 | 74,460 |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 1,560,840 |

(10) 消防本部・消防署

| 部局における経営改善の視点 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・消防の広域化の検討については、寒川町との会議を重ねることにより広域化に対する共通認識をお互いに持ち、消防の広域化の是非を決定するための検討を実施していきます。 ・消防職員のストレスケア対策については、これまでの研修の質を維持しながら、庁内講師を活用して事業費の削減に努めます。 ・消防署本署の再整備は、厳しい財政状況の中、事業実施手法を従来手法と公民連携手法とで比較し、より効果的に再整備が実施できるよう検討します。 ・移動式ホース格納箱の訓練指導については、消防職員に代わって消防団員が市民に指導し、顔が見える関係を作ることで、地域防災力の向上や訓練指導に要していた消防職員の人件費の削減を図ります。 |

・救命講習普及啓発事業については、応急手当普及協会の協力により自治会や事業所からの要請に応える講習会の他、講習会の指導者の養成を行います。

行革重点推進事業一覧

| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
|--------------------|-------|-----------|---------------------|
| 6-4 | 消防総務課 | 消防の広域化の推進 | - |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | - |

(11) 都市部

部局における経営改善の視点

- ・コミュニティバス運行事業において、広告募集の強化を図り、経費の軽減を図ります。
- ・みどり豊かなまちづくりを推進するため、茅ヶ崎市みどりの基本計画に基づく取り組みを推進するための財源確保の手法について、関係課かいと連携して検討を進めます。

行革重点推進事業一覧

| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
|--------------------|--------|----------------------|---------------------|
| 7-17 | 都市政策課 | コミュニティバス車体広告募集推進事業 | 9,360,000 |
| 7-18 | 景観みどり課 | みどりの基本計画推進の財源確保手法の検討 | - |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 9,360,000 |

(12) 建設部

部局における経営改善の視点

- ・不用な道水路敷や土手敷について、隣接地権者への交換、付替え、払下げ等の折衝を行い、道路用地確保などの有効活用を図るとともに売却を進め、自主財源の確保に努めます。
- ・道水路等の境界復元に係る費用の削減及び期間の短縮によるサービスの向上に取り組むため、世界測地系により道水路境界を管理している箇所の境界復元については、市の費用負担又は境界復元申請者の費用負担の選択制とします。
- ・老朽化するエレベーター・エスカレーターほか各種道路施設・管理する道路空間の増加などで、維持管理費の予算全体で占める割合も高くなっている中で、各種道路施設・道路空間を広告掲出によって有効活用し、自主財源の確保に努めます。
- ・橋りょう等の工事を発注し施工監理を行うには専門的知識を必要とするが、円滑な工事発注や施工監理、また残業時間の短縮等、職員の負担減を図るため、設計積算業務及び現場監理業務について専門的知識を持つ民間業者に委託します。
- ・公園整備後の公園管理について、市と地域が協働で管理する公園愛護会制度を拡充することにより、美化活動の促進、緑化の推進、地域の方々の情報提供による危険箇所の早期発見等を図ります。
- ・市営住宅使用料については、早期に滞納者の解決を図るとともに、戸別訪問や納付相談等のきめ細かい対応・折衝による滞納整理を行うことにより徴収率の向上を図ります。

行革重点推進事業一覧

| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
|------|-------|------------------|---------------------|
| 7-19 | 建設総務課 | 道水路等の境界復元の負担の選択制 | 3,000,000 |

部局における経営改善の視点及び行革重点推進事業一覧

| | | | |
|---------------------------|-------|---------------------------------------|-------------------|
| 7-20 | 建設総務課 | 不用な道水路敷の有効活用及び売却 | 60,000,000 |
| 1-11 | 道路建設課 | 橋りょう等の設計・工事に係る技術支援業務、設計積算業務、現場監理業務の委託 | 1,704,000 |
| 7-21 | 道路管理課 | 各種道路施設・道路空間を有効活用しての広告事業 | 60,000 |
| 5-2 | 道路管理課 | 市道の維持保全点検業務の実施 | - |
| 1-12 | 公園緑地課 | 指定管理者制度導入による民間活力の活用 | - |
| 4-9 | 公園緑地課 | 市内全域の公園・街路等の計画的な植栽管理 | - |
| 7-22 | 公園緑地課 | ちがさき公園マップへの民間広告掲載による財源確保 | 120,000 |
| 1-13 | 公園緑地課 | 公園愛護会制度の充実 | 10,599,000 |
| 1-14 | 建築課 | 市営住宅の修繕及び点検業務の一括委託 | - |
| 7-23 | 建築課 | 市営住宅使用料の徴収率の向上 | - |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 75,483,000 |

(13) 下水道河川部

部局における経営改善の視点

- ・安定した経営を行うことが可能な予算編成を行います。
また、事業年度で財政的に偏りのない予算執行計画の策定を行い実行するとともに、決算を通じて経営の方向性を見だし、次年度以降の事業経営に活かします。
- ・事業の優先度を見極めるため、公共下水道及び河川の整備における整備対象の選択と集中を徹底することにより、効率的かつ効果的な事業展開を図ります。事業実施に当たっては、事業の内容に応じた実施主体の最適化を図るため、有効なアウトソーシングや民間活用の視点を持った取組を継続することで、経営改善に努めます。
- ・昭和38（1963）年度より着手した公共下水道施設は、50年の耐用年数を超えたものが発生しています。このため、老朽化に伴う事故を防止するため、「茅ヶ崎市下水道維持管理計画」や「茅ヶ崎市下水道長寿命化計画」により、国の補助採択を得て下水道施設の計画的かつ効率的な改築更新事業を推進します。

行革重点推進事業一覧

| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
|---------------------------|----------|--------------------------|---------------------|
| 8-10 | 下水道河川総務課 | 生活保護受給世帯等への下水道使用料免除制度の廃止 | 39,930,461 |
| 7-24 | 下水道河川総務課 | 公共下水道の未接続世帯に対する水洗化の促進 | 6,954,000 |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 46,884,461 |

(14) 経済部

部局における経営改善の視点

- ・中小企業に対して継続して実施してきた支援制度について、社会情勢や経済状況、事業者ニーズを踏まえ関係機関と連携を図りながら見直しをします。
- ・将来にわたり市民にサービスを継続的に実施していくため、社会情勢に応じた補給を行うべく、勤労者等に実施してきた補助制度を見直しします。

・市街化により使用しなくなった農業用排水路用地を関係各課と調整し、市として必要ないと判断されたものについては払下げ対象とし、調整を行っていきます。

| 行革重点推進事業一覧 | | | |
|--------------------|-------|---------------------------------|---------------------|
| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
| 7-25 | 産業振興課 | 中小企業特許取得支援事業の見直し | - |
| 7-26 | 産業振興課 | 特定退職金共済掛金支援事業の見直し | - |
| 7-27 | 産業振興課 | 大岡越前浄見寺地元まつり広報特集号作成に係る自主財源の確保 | 300,000 |
| 7-28 | 雇用労働課 | 住宅資金利子補給・教育資金利子補給の補助金額(補助率)の見直し | 3,000,000 |
| 7-29 | 雇用労働課 | 労働祭行事費補助金の見直し | 381,000 |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 3,681,000 |

(15) 農業委員会事務局

| 部局における経営改善の視点 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の視点に立って、業務の優先順位を明確にする等、効果的・効率的な事業を実施します。 ・湘南地区農業委員会連合会で情報共有を図り、事務の効率化を進めます。 |

(16) 企画部

| 部局における経営改善の視点 | | | |
|---|---------|--|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成 33 (2021) 年度からを計画期間とする次期総合計画の策定に向けて、各部局が取り組む行政改革を横断的・継続的に支援し、全庁一丸となった行政改革を推進します。 ・ホームページや広報紙への民間広告の掲載やネーミングライツの導入等、市製作物、市所有物への民間情報の掲載に取り組み、更なる財源の確保を推進します。 ・広域連携を推進し、スケールメリットを活かした市民サービスの向上や業務の効率化を推進します。 ・公共施設の整備・再編、適正管理を通して、効果的・効果的な公共施設の活用を図ります。 ・情報システムを活用し行政手続の電子化を推進することで、市民サービスの向上、業務の効率化に取り組みます。 | | | |
| 行革重点推進事業一覧 | | | |
| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
| 7-30 | 秘書広報課 | 民間広告の掲載による財源確保 | 22,500,000 |
| 7-31 | 秘書広報課 | ホームページ広告収入事業 | 7,200,000 |
| 7-32 | 秘書広報課 | デジタルサイネージ広告収入事業 | 4,610,700 |
| 7-33 | 行政改革推進室 | 「時代に即した行政経営の基本方針 2017 (C3 成長加速化方針)」に基づく持続可能な体制に向けた各種制度の見直し | - |
| 1-15 | 行政改革推進室 | 提案型民間活用制度の推進 | - |
| 8-11 | 行政改革推進室 | 受益者負担の適正化事務 | - |

部局における経営改善の視点及び行革重点推進事業一覧

| | | | |
|---------------------------|---------|-----------------------------------|------------|
| 8-12 | 行政改革推進室 | 使用料等の減額免除の見直し | - |
| 1-16 | 行政改革推進室 | 非公募施設の公募化に向けた検討 | - |
| 3-6 | 行政改革推進室 | 外郭団体の経営改善 | - |
| 7-34 | 行政改革推進室 | ネーミングライツの導入の推進 | - |
| 4-10 | 行政改革推進室 | 組織・機構の見直し | - |
| 4-11 | 行政改革推進室 | 事務分掌の調整及び改正 | - |
| 2-1 | 行政改革推進室 | 「次期基本構想を見据えた定数管理の考え方」の推進 | - |
| 5-3 | 広域事業政策課 | 中核市への移行によるより質の高い市民サービスの提供 | - |
| 6-5 | 広域事業政策課 | 寒川町との広域連携の推進 | - |
| 6-6 | 広域事業政策課 | 湘南広域都市行政協議会による広域連携の推進 | - |
| 5-4 | 情報推進課 | 行政手続の電子化の推進 | - |
| 8-13 | 施設再編整備課 | 「公共施設整備・再編計画（改訂版）」に基づいた公共施設の適正な整備 | - |
| 8-14 | 施設再編整備課 | 「公共施設長寿命化指針」に基づいた施設の適切な維持管理の推進 | - |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 34,310,700 |

(17) 総務部

部局における経営改善の視点

- ・人材育成基本方針に基づく取組みを推進し、更なる組織活力の向上を図り、多様化するニーズに的確に対応します。
- ・経費削減の観点から、職員の給与明細書に広告を掲載し、用紙作成経費の一部を広告掲載料で賄います。
- ・市民活動団体との協働事業の実施にあたっては、それぞれの特性を活かした適切な役割分担で、経済性、効率性のみではなく、市民サービスの向上及び市民目線での公共サービスの創出を念頭に置きながら、一層の推進を図ります。
- ・地域コミュニティ事業については、財政支援や地域担当職員による支援により、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進するとともに、認定コミュニティ等の代表者、有識者、庁内関係部局等との意見交換を通じ、事業や制度の検証を行います。
- ・市民活動サポートセンター管理運営業務については、指定管理者と連携し、市民活動団体の現状を把握し、適切な支援を行います。
- ・市民活動推進補助事業については、制度に関する周知を市民活動団体をはじめ広く市民に向けて継続的に行うことで、活用の推進を図るとともに、財源である市民活動推進基金（愛称：市民活動げんき基金）の拡充を図ります。
- ・より身近で便利な場所にあるコンビニエンスストアを活用した証明書発行サービス（コンビニ交付サービス）を推進するとともに、コンビニ交付サービスの対象となる証明書の範囲拡大について調査研究を行います。

行革重点推進事業一覧

| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
|------|---------|-----------------|---------------------|
| 1-17 | 市民自治推進課 | 市民活動団体との協働事業の推進 | - |

| | | | |
|---------------------------|---------|---------------------------|-------------------|
| 1-18 | 市民自治推進課 | 地域コミュニティ事業 | - |
| 4-12 | 市民自治推進課 | 指定管理者選定における評価・指定事務の効率化の検討 | - |
| 1-19 | 市民自治推進課 | 市民活動推進補助事業 | - |
| 7-35 | 市民自治推進課 | 市民活動推進基金の拡充 | 426,000 |
| 4-13 | 職員課 | 「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針」の推進 | - |
| 2-2 | 職員課 | 全庁的な時間外勤務の抑制 | 67,213,917 |
| 7-36 | 職員課 | 給与等支給明細書への広告掲載による財源確保 | 756,000 |
| 5-5 | 市民課 | コンビニエンスストアでの住民票の写し等証明書交付 | - |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 68,395,917 |

(18) 財務部

部局における経営改善の視点

- ・財務規則の見直しによる業務の効率化を検討するとともに、リスクマネジメントの一環として、予算執行計画の策定手法や運転資金の調達方法について、研究を進めます。
- ・市税の納付に係る手数料や納付書発行枚数の削減、並びに、市税の還付に係る事務の効率化を図るため、税3課（市民税課、資産税課、収納課）の連携により口座振替での納付を奨励します。
- ・安定的な財源を確保する必要があることから、ふるさと納税の推進、市税等の徴収率向上、有料広告の拡大、保有している財産の効率的な活用などにより、新たな財源の確保に努めます。
- ・国の制度に沿った契約規則等の改正を引き続き行い、実務に沿った制度構築を行い、より効率的・効果的な事務を目指します。

行革重点推進事業一覧

| 事業番号 | 担当課名 | 行革重点推進事業名 | 3年間の行革効果額 (単位:円) |
|---------------------------|-------|-------------------------------|---------------------|
| 7-37 | 財政課 | ふるさと納税の推進 | 53,529,000 |
| 7-38 | 収納課 | 納税推進センター事業の拡充による全庁的な徴収率向上への取組 | - |
| 7-39 | 収納課 | 債権管理各課の徴収率向上に向けた取組 | - |
| 7-40 | 用地管財課 | 活用予定のない市有地の売却・貸付・交換 | 4,418,000 |
| 7-41 | 用地管財課 | 一般競争入札による自動販売機設置 | 7,947,000 |
| 1-20 | 用地管財課 | 公用車運転業務の民間活用 | 15,420,000 |
| 7-42 | 用地管財課 | 車両広告事業 | 1,431,000 |
| 1-21 | 用地管財課 | 茅ヶ崎トラストビルの管理運営方法の検討 | - |
| 部局における3年間の行革効果額 合計 | | | 82,745,000 |

(19) 会計課

部局における経営改善の視点

- ・資金運用実績額（歳計現金）について、現在の資金運用利率は低下しており、今年度以降についても資金運用実績額が減少することが見込まれますが、第4次実施計画の目標値である「1,000千

円」を達成する効率的な運用を目標としています。

- 資金運用実績額（基金）について、今後、基金の取崩し等が予定され運用原資が減少するため、資金運用実績額が減少することが見込まれますが、第4次実施計画の目標値である「10,000千円」を達成する効率的な運用を目標としています。
- 例月出納検査の指摘事項件数について、第4次実施計画の目標値である「0件」となるよう、より正確な審査に努めます。

(20) 選挙管理委員会事務局

部局における経営改善の視点

- 各種選挙において、投票事務については、臨時職員の雇用、また開票事務については、機器の導入を進めることで、人件費の抑制を図ります。

(21) 監査事務局

部局における経営改善の視点

- 市の行財政運営の健全性と透明性を確保し、住民の福祉の増進と市政への信頼を得るため、全ての事務事業について、公正・公平で合理的に執行されているかを検証するとともに、正確性、合規性だけでなく、経済性、効率性、有効性の観点から執行の妥当性を考慮した監査を実施していきます。

4 事業総括表（重点事項別行革重点推進事業一覧）

（1）事業実施主体の最適化

| 事業番号 | 行革重点推進事業名 | 担当部課名 | 3年間の行革効果額 (単位：円) |
|-------------|---------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 1-1 | 子育て支援センターの指定管理者制度の導入の検討 | こども育成部 子育て支援課 | - |
| 1-2 | 療育相談事業のあり方に係る運営体制の見直し | こども育成部 こども育成相談課 | - |
| 1-3 | 図書館窓口業務運営形態の検討 | 教育推進部 図書館 | - |
| 1-4 | 土日や祝日における学校施設管理（小学校）の見直し | 教育総務部 教育総務課 | 17,339,364 |
| 1-5 | 土日や祝日における学校施設管理（中学校）の見直し | 教育総務部 教育総務課 | 11,979,672 |
| 1-6 | 小学校給食事業のあり方に基づく最適な実施手法の検討 | 教育総務部 学務課 | - |
| 1-7 | 専門機関の支援による材料等調達経費の節減 | 病院事務局 病院総務課 | 90,000,000 |
| 1-8 | 茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の推進 | 環境部 環境政策課 | - |
| 1-9 | 粗大ごみ処理施設の整備における民間事業者活用の検討 | 環境部 資源循環課 | - |
| 1-10 | 不用品登録制度の廃止 | 市民安全部 市民相談課 | - |
| 1-11 | 橋りょう等の設計・工事に係る技術支援業務、設計積算業務、現場監理業務の委託 | 建設部 道路建設課 | 1,704,000 |
| 1-12 | 指定管理者制度導入による民間活力の活用 | 建設部 公園緑地課 | - |
| 1-13 | 公園愛護会制度の充実 | 建設部 公園緑地課 | 10,599,000 |
| 1-14 | 市営住宅の修繕及び点検業務の一括委託 | 建設部 建築課 | - |
| 1-15 | 提案型民間活用制度の推進 | 企画部 行政改革推進室 | - |
| 1-16 | 非公募施設の公募化に向けた検討 | 企画部 行政改革推進室 | - |
| 1-17 | 市民活動団体との協働事業の推進 | 総務部 市民自治推進課 | - |
| 1-18 | 地域コミュニティ事業 | 総務部 市民自治推進課 | - |
| 1-19 | 市民活動推進補助事業 | 総務部 市民自治推進課 | - |
| 1-20 | 公用車運転業務の民間活用 | 財務部 用地管財課 | 15,420,000 |
| 1-21 | 茅ヶ崎トラストビルの管理運営方法の検討 | 財務部 用地管財課 | - |
| 3年間の行革効果額合計 | | | 147,042,036 |

（2）総人件費の適正化

| 事業番号 | 行革重点推進事業名 | 担当部課名 | 3年間の行革効果額 (単位：円) |
|-------------|--------------------------|----------------|---------------------|
| 2-1 | 「次期基本構想を見据えた定数管理の考え方」の推進 | 企画部 行政改革推進室 | - |
| 2-2 | 全庁的な時間外勤務の抑制 | 総務部 職員課 | 67,213,917 |
| 3年間の行革効果額合計 | | | 67,213,917 |

(3) 外郭団体の経営改善

| 事業番号 | 行革重点推進事業名 | 担当部課名 | 3年間の行革効果額 (単位：円) |
|-------------|------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 3-1 | 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団への支援策等についての研究 | 文化生涯学習部 文化生涯学習課 | - |
| 3-2 | 市社会福祉協議会への支援策等の見直し | 福祉部 福祉政策課 | - |
| 3-3 | 外郭団体の経営改善（シルバー人材センター） | 福祉部 高齢福祉介護課 | - |
| 3-4 | 外郭団体の経営改善（社会福祉事業団） | 福祉部 障害福祉課 | - |
| 3-5 | 外郭団体の経営改善（社会福祉事業団） | 福祉部 障害福祉課 | - |
| 3-6 | 外郭団体の経営改善 | 企画部 行政改革推進室 | - |
| 3年間の行革効果額合計 | | | - |

(4) 業務の効率化

| 事業番号 | 行革重点推進事業名 | 担当部課名 | 3年間の行革効果額 (単位：円) |
|-------------|---------------------------|----------------|---------------------|
| 4-1 | 指定管理者選定における評価・指定事務の効率化の検討 | 教育推進部 青少年課 | - |
| 4-2 | 青少年会館管理業務委託の見直し | 教育推進部 青少年課 | - |
| 4-3 | 海岸青少年会館管理業務委託の見直し | 教育推進部 青少年課 | - |
| 4-4 | 指定管理者選定における評価・指定事務の効率化の検討 | 福祉部 高齢福祉介護課 | - |
| 4-5 | 既存の電子レセプト管理システムのクラウド化 | 福祉部 生活支援課 | 1,511,000 |
| 4-6 | 健康診査事業における診査項目等の見直し | 保健所 健康増進課 | 14,457,240 |
| 4-7 | 次期環境基本計画との統合に向けた検討 | 環境部 環境政策課 | - |
| 4-8 | 民間企業との協働によるごみ袋の作製 | 環境部 環境保全課 | 480,000 |
| 4-9 | 市内全域の公園・街路等の計画的な植栽管理 | 建設部 公園緑地課 | - |
| 4-10 | 組織・機構の見直し | 企画部 行政改革推進室 | - |
| 4-11 | 事務分掌の調整及び改正 | 企画部 行政改革推進室 | - |
| 4-12 | 指定管理者選定における評価・指定事務の効率化の検討 | 総務部 市民自治推進課 | - |
| 4-13 | 「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針」の推進 | 総務部 職員課 | - |
| 3年間の行革効果額合計 | | | 16,448,240 |

(5) 更なる市民サービスの向上

| 事業番号 | 行革重点推進事業名 | 担当部課名 | 3年間の行革効果額 (単位：円) |
|------|---------------------------|----------------|---------------------|
| 5-1 | 防災行政用無線補完システムの再構築 | 市民安全部 防災対策課 | - |
| 5-2 | 市道の維持保全点検業務の実施 | 建設部 道路管理課 | - |
| 5-3 | 中核市への移行によるより質の高い市民サービスの提供 | 企画部 広域事業政策課 | - |

| | | | |
|-------------|--------------------------|--------------|---|
| 5-4 | 行政手続の電子化の推進 | 企画部 情報推進課 | - |
| 5-5 | コンビニエンスストアでの住民票の写し等証明書交付 | 総務部 市民課 | - |
| 3年間の行革効果額合計 | | | - |

（６）広域連携の推進

| 事業番号 | 行革重点推進事業名 | 担当部課名 | 3年間の行革効果額 (単位：円) |
|-------------|-----------------------|----------------|---------------------|
| 6-1 | 消費生活相談の広域連携 | 市民安全部 市民相談課 | 1,464,645 |
| 6-2 | 司法書士相談の広域連携 | 市民安全部 市民相談課 | 21,735 |
| 6-3 | 多重債務法律相談の広域連携 | 市民安全部 市民相談課 | 74,460 |
| 6-4 | 消防の広域化の推進 | 消防本部 消防総務課 | - |
| 6-5 | 寒川町との広域連携の推進 | 企画部 広域事業政策課 | - |
| 6-6 | 湘南広域都市行政協議会による広域連携の推進 | 企画部 広域事業政策課 | - |
| 3年間の行革効果額合計 | | | 1,560,840 |

（７）財源の確保・各種補助制度等の見直し

| 事業番号 | 行革重点推進事業名 | 担当部課名 | 3年間の行革効果額 (単位：円) |
|------|------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 7-1 | 小児医療費助成事業における一部負担金の徴収 | こども育成部 子育て支援課 | 85,089,000 |
| 7-2 | 母子父子寡婦福祉資金の利子補給金の廃止 | こども育成部 子育て支援課 | 51,000 |
| 7-3 | 助成対象者の見直し | こども育成部 保育課 | 270,000 |
| 7-4 | 図書館における広告事業の検討・実施 | 教育推進部 図書館 | 472,320 |
| 7-5 | むし歯予防事業交付金の見直し | 教育総務部 学務課 | - |
| 7-6 | 施設内自動販売機の設置条件の見直し | 文化生涯学習部 スポーツ推進課 | 15,000,000 |
| 7-7 | 診療報酬明細書の再審査による国民健康保険財政健全化の推進 | 福祉部 保険年金課 | 300,000,000 |
| 7-8 | 国民健康保険料の収納率の向上 | 福祉部 保険年金課 | - |
| 7-9 | 老人クラブ等助成事業における老人クラブ連合会助成事業費補助金の見直し | 福祉部 高齢福祉介護課 | 1,650,000 |
| 7-10 | 介護保険の徴収率の向上 | 福祉部 高齢福祉介護課 | - |
| 7-11 | 自動車運転免許取得助成事業及び自動車改造費助成事業の廃止 | 福祉部 障害福祉課 | 1,200,000 |
| 7-12 | し尿処理手数料の徴収率の向上 | 環境部 環境保全課 | 93,000 |
| 7-13 | ごみ通信ちがさきへの広告掲載 | 環境部 資源循環課 | 1,080,000 |
| 7-14 | ごみと資源物の出し方ガイドにおける民間広告の掲載による財源確保 | 環境部 環境事業センター | 2,400,000 |
| 7-15 | ごみ収集車への民間広告の掲載による財源確保 | 環境部 環境事業センター | 8,960,000 |
| 7-16 | ごみ焼却処理施設余熱利用による売電 | 環境部 環境事業センター | 360,219,000 |

事業総括表（重点事項別行革重点推進事業一覧）

| | | | |
|-------------|---|--------------------|-------------|
| 7-17 | コミュニティバス車体広告募集推進事業 | 都市部 都市政策課 | 9,360,000 |
| 7-18 | みどりの基本計画推進の財源確保手法の検討 | 都市部 景観みどり課 | - |
| 7-19 | 道水路等の境界復元の負担の選択制 | 建設部 建設総務課 | 3,000,000 |
| 7-20 | 不用な道水路敷の有効活用及び売却 | 建設部 建設総務課 | 60,000,000 |
| 7-21 | 各種道路施設・道路空間を有効活用しての広告事業 | 建設部 道路管理課 | 60,000 |
| 7-22 | ちがさき公園マップへの民間広告掲載による財源確保 | 建設部 公園緑地課 | 120,000 |
| 7-23 | 市営住宅使用料の徴収率の向上 | 建設部 建築課 | - |
| 7-24 | 公共下水道の未接続世帯に対する水洗化の促進 | 下水道河川部 下水道河川総務課 | 6,954,000 |
| 7-25 | 中小企業特許取得支援事業の見直し | 経済部 産業振興課 | - |
| 7-26 | 特定退職金共済掛金支援事業の見直し | 経済部 産業振興課 | - |
| 7-27 | 大岡越前浄見寺地元まつり広報特集号作成に係る自主財源の確保 | 経済部 産業振興課 | 300,000 |
| 7-28 | 住宅資金利子補給・教育資金利子補給の補助金額（補助率）の見直し | 経済部 雇用労働課 | 3,000,000 |
| 7-29 | 労働祭行事費補助金の見直し | 経済部 雇用労働課 | 381,000 |
| 7-30 | 民間広告の掲載による財源確保 | 企画部 秘書広報課 | 22,500,000 |
| 7-31 | ホームページ広告収入事業 | 企画部 秘書広報課 | 7,200,000 |
| 7-32 | デジタルサイネージ広告収入事業 | 企画部 秘書広報課 | 4,610,700 |
| 7-33 | 「時代に即した行政経営の基本方針 2017（C3 成長加速化方針）」に基づく持続可能な体制に向けた各種制度の見直し | 企画部 行政改革推進室 | - |
| 7-34 | ネーミングライツの導入の推進 | 企画部 行政改革推進室 | - |
| 7-35 | 市民活動推進基金の拡充 | 総務部 市民自治推進課 | 426,000 |
| 7-36 | 給与等支給明細書への広告掲載による財源確保 | 総務部 職員課 | 756,000 |
| 7-37 | ふるさと納税の推進 | 財務部 財政課 | 53,529,000 |
| 7-38 | 納税推進センター事業の拡充による全庁的な徴収率向上への取組 | 財務部 収納課 | - |
| 7-39 | 債権管理各課の徴収率向上に向けた取組 | 財務部 収納課 | - |
| 7-40 | 活用予定のない市有地の売却・貸付・交換 | 財務部 用地管財課 | 4,418,000 |
| 7-41 | 一般競争入札による自動販売機設置 | 財務部 用地管財課 | 7,947,000 |
| 7-42 | 車両広告事業 | 財務部 用地管財課 | 1,431,000 |
| 3年間の行革効果額合計 | | | 962,477,020 |

（8）公共施設の適正管理・受益者負担の適正化

| 事業番号 | 行革重点推進事業名 | 担当部課名 | 3年間の行革効果額 (単位：円) |
|------|---------------|---------------|---------------------|
| 8-1 | 保育料の徴収率の維持・向上 | こども育成部 保育課 | - |
| 8-2 | 青少年会館のあり方の検討 | 教育推進部 青少年課 | - |

| | | | |
|-------------|--|--------------------|------------|
| 8-3 | 市民文化会館の減額免除の見直し | 文化生涯学習部 文化生涯学習課 | 17,736,000 |
| 8-4 | 体育施設等の減額免除の見直し | 文化生涯学習部 スポーツ推進課 | 2,270,000 |
| 8-5 | 体育施設等の減額免除の見直し | 文化生涯学習部 スポーツ推進課 | 9,080,000 |
| 8-6 | 肝炎ウイルス検診における単独検査自己負担金等の見直し | 保健所 健康増進課 | 115,200 |
| 8-7 | 生活保護受給世帯等へのし尿及び浄化槽の汚泥に関する処理手数料の免除制度の廃止 | 環境部 環境保全課 | 402,930 |
| 8-8 | ごみ処理に係る受益者負担のあり方の見直し | 環境部 資源循環課 | - |
| 8-9 | 大型ごみ収集手数料の見直し | 環境部 資源循環課 | - |
| 8-10 | 生活保護受給世帯等への下水道使用料免除制度の廃止 | 下水道河川部 下水道河川総務課 | 39,930,461 |
| 8-11 | 受益者負担の適正化事務 | 企画部 行政改革推進室 | - |
| 8-12 | 使用料等の減額免除の見直し | 企画部 行政改革推進室 | - |
| 8-13 | 「公共施設整備・再編計画（改訂版）」に基づいた公共施設の適正な整備 | 企画部 施設再編整備課 | - |
| 8-14 | 「公共施設長寿命化指針」に基づいた施設の適切な維持管理の推進 | 企画部 施設再編整備課 | - |
| 3年間の行革効果額合計 | | | 69,534,591 |

【 3年間の合計 】

| 重点事項名 | 事業数 | 平成 30 年度 (2018 年度) | 平成 31 年度 (2019 年度) | 平成 32 年度 (2020 年度) | 3 年合計 |
|-----------------------------|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| ① 事業実施主体の最適化 | 21 | 48,499,012 | 48,646,012 | 49,897,012 | 147,042,036 |
| ② 総人件費の適正化 | 2 | 22,404,639 | 22,404,639 | 22,404,639 | 67,213,917 |
| ③ 外郭団体の経営改善 | 6 | - | - | - | - |
| ④ 業務の効率化 | 13 | 5,484,080 | 5,482,080 | 5,482,080 | 16,448,240 |
| ⑤ 更なる市民サービスの向上 | 5 | - | - | - | - |
| ⑥ 広域連携の推進 | 6 | 520,280 | 520,280 | 520,280 | 1,560,840 |
| ⑦ 財源の確保・ 各種補助制度等 の見直し | 42 | 320,723,240 | 320,085,340 | 321,668,440 | 962,477,020 |
| ⑧ 公共施設の適正管理・ 受益者負担の適正化 | 14 | 17,460,963 | 22,913,814 | 29,159,814 | 69,534,591 |
| 合計 | 109 | 415,092,214 | 420,052,165 | 429,132,265 | 1,264,276,644 |

5 各重点事項における行革重点推進事業

(1) 事業実施主体の最適化

ライフスタイルの多様化等に伴う市民ニーズの変化に対応するために、これまで行政が提供してきたサービスをゼロベースで見直します。

また、業務プロセスの見える化及び最適化を行い、行政が直営で実施するよりも効率的または効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間活力を活用します。

(1-1) 子育て支援センターの指定管理者制度の導入の検討

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|--------------------------|---------------------|---------------------|
| こども育成部子育て支援課 | 子育て支援センター事業 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | |
| 子育て支援センター事業は開所してから委託により実施していますが、平成27(2015)年度から公の施設として位置づけられており、今後適切な施設管理を行っていく必要があります。 | | | |
| 実施内容 | | | |
| 市内4か所で行っている子育て支援センター事業の施設管理について、指定管理者制度の導入を視野に入れ検討を行います。 | | | |
| 指標名 | 施設管理についての方向性の決定 | | |
| 現状値 | 庁内検討(平成29(2017)年度) | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 |
| 目標 | 今後の運営方法の決定 事業実施に向けた準備 | 事業実施に向けた準備 | 検討した結果による 事業実施 |
| 行革効果額(円) | - | - | - |
| 3年間合計(円) | - | | |

(1-2) 療育相談事業のあり方に係る運営体制の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|-----------------------------|------------------------------|--------------|-------|
| こども育成部こども育成相談課 | 療育相談事業 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 民間委託や指定管理者制度の導入により、療育専門機関がその役割を担うことで、常に一定の人員や質、サービスの提供が可能となり、行政が直営で実施するよりも効率的で効果的な運営ができる可能性があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| こどもセンターは平成16(2004)年6月に開所し、これまで直営による運営を行ってきました。29(2017)年度に事業の抜本的な見直し等を行った結果、きめ細やかで質の高いサービスを提供できる体制が構築されつつあります。当面2年程度は現行の体制に基づいて事業実施します。 その間に、発達障害を取り巻く社会環境等の変化や保護者のニーズ等を的確に把握しながら、今後のこどもセンターのあり方を検討し、その中で民間委託等についても検討します。 | | | | |
| 指標名 | 民間活力導入に向けた検討状況 | | | |
| 現状値 | 民間活力の導入に向けた検討(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 療育相談事業のあり方の検討 | 直営・民営それぞれの事業実施に係る総費用額及び内容の比較 | 運営体制の決定 | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(1-3) 図書館窓口業務運営形態の検討

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|--------------------|-----------------|--------------|-------|
| 教育推進部図書館 | 図書館利用及び貸出事業(本館・分館) | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 平成21(2009)年4月、行政改革大綱実施計画に基づき、本館においては、正規職員、非常勤嘱託職員、臨時職員体制に再任用職員を加えた体制で運営してきました。その後、ハマミナ図書室の運営形態について検討を進めるなどしてきましたが、将来的に移動図書館事業を廃止するためには、窓口の増設も必要と考えられます。近年、利用者の多様化が進み、図書館サービスのあり方も変わってきている中で、本館・分館だけでなく、総合的に窓口業務運営形態について見直す必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 平成29(2017)年度から、一部の本館臨時職員を非常勤嘱託職員化し、効率的な運営について試行しているところです。今後、窓口業務におけるサービス向上と経費削減の両面から運営形態について調査研究を行い、効率的な運営手法について検討を進め、見直しを図ります。 | | | | |
| 指標名 | より効果的な運営形態への見直し | | | |
| 現状値 | 庁内検討(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 職員形態についての調査研究 | 予算や人員等についての調査研究 | 窓口業務形態の見直し | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(1-4) 土日や祝日における学校施設管理（小学校）の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| 教育総務部教育総務課 | 小学校臨時職員等の雇用に関する事務 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | |
| <p>休校日における管理業務は、8時30分から17時までの7時間半について、日直代行員を小・中学校ともに直接雇用により配置しています。これにより、電話対応や荷物の受け取り、忘れ物の対応などの傍ら、学校施設の開放対応なども担ってきたところです。</p> <p>教員の多忙化解消のための完全休校日の検討など、学校を取り巻く環境も変化してきている中、今後の学校施設活用のあり方を検討し、その中で民間委託等についても検討する必要があります。</p> | | | |
| 実施内容 | | | |
| <p>休校日における管理業務について、日直代行員の直接雇用という実施手法を見直し、民間委託による運営体制の構築について検討を進めます。委託することにより見込まれるメリットは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接雇用による事務量の削減が可能になります。また、常に一定の人員の確保が可能となり、行政が直営で実施するよりも効率的な運営ができる可能性があります。 ・人員の配置についても、従来、土日や祝日について、年間115日程度日直代行員を配置してきましたが、機械警備などの活用、休日における工事の日程の設定などを調整することにより、配置日数の縮小を図ることができます。 | | | |
| 指標名 | 民間活力導入に向けた検討状況 | | |
| 現状値 | 民間活力の導入に向けた検討（平成29（2017）年度） | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 |
| 目標 | 新たな運営体制の試行 | 新たな運営体制の決定及び実施 | - |
| 行革効果額（円） | 5,779,788円 | 5,779,788円 | 5,779,788円 |
| 3年間合計（円） | 17,339,364円 | | |

※行革効果額は、直営で実施した場合との差額としています。

(1-5) 土日や祝日における学校施設管理（中学校）の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| 教育総務部教育総務課 | 中学校臨時職員等の雇用に関する事務 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | |
| <p>休校日における管理業務は、8時30分から17時までの7時間半について、日直代行員を小・中学校ともに直接雇用により配置しています。これにより、電話対応や荷物の受け取り、忘れ物の対応などの傍ら、学校施設の開放対応なども担ってきたところです。</p> <p>教員の多忙化解消のための完全休校日の検討など、学校を取り巻く環境も変化してきている中、今後の学校施設活用のあり方を検討し、その中で民間委託等についても検討する必要があります。</p> | | | |
| 実施内容 | | | |
| <p>休校日における管理業務について、日直代行員の直接雇用という実施手法を見直し、民間委託による運営体制の構築について検討を進めます。委託することにより見込まれるメリットは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接雇用による事務量の削減が可能になります。また、常に一定の人員の確保が可能となり、行政が直営で実施するよりも効率的な運営ができる可能性があります。 人員の配置についても、従来、土日や祝日について、年間115日程度日直代行員を配置してきましたが、機械警備などの活用、休日における工事の日程の設定などを調整することにより、配置日数の縮小を図ることができます。 | | | |
| 指標名 | 民間活力導入に向けた検討状況 | | |
| 現状値 | 民間活力の導入に向けた検討（平成29（2017）年度） | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 |
| 目標 | 新たな運営体制の試行 | 新たな運営体制の決定及び実施 | - |
| 行革効果額（円） | 3,993,224円 | 3,993,224円 | 3,993,224円 |
| 3年間合計（円） | 11,979,672円 | | |

※行革効果額は、直営で実施した場合との差額としています。

(1-6) 小学校給食事業のあり方に基づく最適な実施手法の検討

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|-------------------------------|------------------------|--------------|-------|
| 教育総務部学務課 | | 学校給食の管理及び運営等に係る事務 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>これまで小学校給食については、市は直営で単独調理場と共同調理場により学校給食事業を実施し、安全・安心で質の高い給食を提供しているところであり、平成31(2019)年度以降は、全校が単独調理場により給食を提供する予定です。このような中、本市の財政状況等を踏まえ、学校給食事業のあり方について、民間委託を含めた継続的な調査・検討を求める意見が出てきています。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>小学校給食事業の運営について、直営と民間委託の両面からそれぞれのメリットとデメリットを明確にし、児童と市にとって高い利益を享受できる事業実施手法を検討します。</p> | | | | |
| 指標名 | 事業実施手法についての方向性の決定 | | | |
| 現状値 | 庁内検討(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 他市事例の調査及び小学校給食のあり方に関する内部議論の実施 | 学校給食事業の実施手法についての方向性の検討 | 方向性に基づく検討の推進 | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(1-7) 専門機関の支援による材料等調達経費の節減

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|---------------------------|--------------|--------------|-------|
| 病院事務局病院総務課 | | 材料の購入等に関する事務 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>医療行為に必要となる薬品、診療材料等の調達に際して、適正な価格での調達を実現し、効率的な病院経営を目指す必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>薬品、診療材料等の調達に係る専門的なコンサルタントに対して意見を求め、その意見を踏まえて材料等の調達を行うことで、コストの削減を図ります。</p> | | | | |
| 指標名 | 適正な価格設定によるコスト削減額 | | | |
| 現状値 | 28,500,000円(平成27(2015)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 30,000,000円 | 30,000,000円 | 30,000,000円 | |
| 行革効果額(円) | 30,000,000円 | 30,000,000円 | 30,000,000円 | |
| 3年間合計(円) | 90,000,000円 | | | |

※行革効果額は、従来手法により材料等の調達を行った際の調達額との差額としています。

(1-8) 茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の推進

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|--------------------|--------------|--------------|-------|
| 環境部環境政策課 | 太陽光発電クレジット事業 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 国が運営するJ-クレジット制度の下で、市内の家庭に設置した太陽光発電による温室効果ガス排出削減分と、地元企業などが排出する温室効果ガスをオフセットします。本事業を実施することにより、市民・事業者が主体的に温室効果ガスを削減する行動を促進する効果が期待されます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 事業実施主体の最適化の観点から、実施主体をNPO法人とすることにより、クレジット事業の運営・管理についてNPO法人の持つノウハウを活かし、職員人件費の削減を図ります。 | | | | |
| 指標名 | クレジットの売却状況 | | | |
| 現状値 | 全量売却（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 全量売却 | 全量売却 | 全量売却 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(1-9) 粗大ごみ処理施設の整備における民間事業者活用の検討

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|---------------------------|-------------------|-------------------------|-------|
| 環境部資源循環課 | 粗大ごみ処理施設の整備 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 粗大ごみ処理施設は昭和52（1977）年の稼働から約40年が経過し、老朽化が進む中で平成27（2015）年から寒川町の不燃ごみ受け入れを開始しました。循環型社会の構築、ごみや資源物の経済的かつ効率的な処理のため、早急な施設整備が望まれます。施設整備や運営に関しては厳しい財政状況を踏まえ、民間のノウハウを活用することで、効果的かつ効率的な事業手法を検討する必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 28（2016）年度は施設整備基本構想の策定及び旧炉解体に関する事前調査を実施し、29（2017）年度は施設整備基本計画の策定を行います。 | | | | |
| 指標名 | 事業の進捗状況 | | | |
| 現状値 | 施設整備基本計画の策定（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 旧炉建物解体 土壌調査の実施 | 旧炉建物解体 土壌調査の実施 | 旧炉基礎解体 PFI導入可能性調査の実施 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(1-10) 不用品登録制度の廃止

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 市民安全部市民相談課 | 不用品登録制度 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 本制度は昭和52(1977)年に創設され、インターネットや携帯電話等の普及もほとんど進んでいない時代に始まった制度ですが、近年のインターネット環境の目覚ましい進展や、事業者や民間団体によるリユース、リサイクル事業への参入等、当時とは明らかに社会情勢が変化している中、行政が不用品登録制度を維持する必要性は、年々減少する登録数、成立件数からも、減少傾向にあり、制度の廃止を検討すべき時期にきていると考えられます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 平成31(2019)年3月31日をもって、不用品登録制度を廃止します。 | | | | |
| 指標名 | 制度廃止に向けた進捗状況 | | | |
| 現状値 | 庁内検討(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 不用品登録制度の廃止 | - | - | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(1-11) 橋りょう等の設計・工事に係る技術支援業務、設計積算業務、現場監理業務の委託

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 建設部道路建設課 | 浜園橋橋りょう整備事業 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 橋りょう等の工事を発注し、施工監理を行うには、専門性の高い知識が必要となりますが、市が行う橋りょう事業は実施頻度が少なく、業務を担う技術やノウハウの蓄積が乏しい状況です。 このため、業務経験の豊富で高い専門性や技術を有する民間委託業者に橋りょう詳細設計に係る技術支援業務、工事に係る設計積算業務及び現場監理業務を委託することにより、円滑な工事発注や施工監理を行い、残業時間の抑制等、職員の負担軽減を図ると共に専門技術やノウハウの蓄積を図る人材育成に寄与していく必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 平成32(2020)年度以降に橋りょう等の工事を行うため、橋りょう詳細設計に対する技術支援業務、工事の設計積算業務及び現場監理業務を民間へ委託し、効率的・効果的な工事発注や施工監理により、事業費の削減を図ると共に専門技術やノウハウの蓄積を図る人材育成を実施します。 | | | | |
| 指標名 | 業務数 | | | |
| 現状値 | 0業務(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 1業務 | 1業務 | 3業務 | |
| 行革効果額(円) | 200,000円 | 200,000円 | 1,304,000円 | |
| 3年間合計(円) | 1,704,000円 | | | |

※行革効果額は、直営で実施した場合との差額としています。

(1-12) 指定管理者制度導入による民間活力の活用

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|------------------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 建設部公園緑地課 | 柳島キャンプ場管理運営事業 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>これまで柳島キャンプ場は支出が収入を上回る経営状況にありましたが、指定管理者制度導入後、収入が支出を上回り、黒字転換することを想定しています。しかしながら、指定管理者制度の導入は今回が初めてであり、運営開始後見込みどおりの収益が確保できないことも懸念され、継続性のある施設運営を行っていくためには、指定管理者による運営状況を十分に検証し、必要に応じて改善等を促していく必要があります。また、市民・利用者ニーズを把握し、指定管理者と意見交換をしながら、サービス向上を図る必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民・利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が新たな事業や企画等を積極的に実施していけるように支援します。 指定管理者による運営開始後の収益実績を検証するとともに、将来的に収益が上がった際、利用者に還元するための仕組みを検討します。 | | | | |
| 指標名 | 新たな仕組み構築に向けた進捗状況 | | | |
| 現状値 | 指定管理者の募集及び選定における庁内検討（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 新たな仕組み構築に向けた検証・調査 | 新たな仕組み構築に向けた検討・準備 | 新たな仕組み構築に向けた協議 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(1-13) 公園愛護会制度の充実

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 建設部公園緑地課 | 公園愛護会事業 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>公園の管理について、市と地域が一体となって連携することにより、利用者の安全、安心の確保、環境保全活動や美化活動の促進、緑化の推進に繋がり、良好な環境の維持が可能となります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>地域住民で構成する団体による公園運営管理、環境保全活動、美化活動を促進します。</p> | | | | |
| 指標名 | 活動箇所数 | | | |
| 現状値 | 44か所（平成28年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 46か所 | 48か所 | 50か所 | |
| 行革効果額（円） | 3,386,000円 | 3,533,000円 | 3,680,000円 | |
| 3年間合計（円） | 10,599,000円 | | | |

※行革効果額は、直営で実施した場合との差額としています。

(1) 事業実施主体の最適化

(1-14) 市営住宅の修繕及び点検業務の一括委託

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|-----------------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 建設部建築課 | 市営住宅の修繕及び点検（提案型民間活用制度事業） | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>市営住宅は老朽化が進み、入居者からの修繕依頼・問い合わせが多く、修繕業務の効率化を図るため、修繕の問い合わせ受付から修繕の実施までを一括して委託していますが、施設・設備等の点検業務については、個別に発注・契約業務を実施し、また、職員による巡視点検を実施しているところです。</p> <p>施設の点検業務を修繕業務と合わせて一括して民間事業者へ委託することで、更なる業務の効率化が期待できるため、取り組みを進める必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>市営住宅の修繕（市営住宅の修繕については、入居者からの問い合わせ受付から修繕の実施、完了報告）及び点検（定期的な施設の巡視点検、受水槽や消防設備等の法定点検、市営住宅児童遊園の遊具点検）業務を一括して業者へ委託します。</p> <p>修繕については毎月、点検については業務実施毎に提出される報告書の確認を行います。</p> | | | | |
| 指標名 | 適切な修繕の実施状況 | | | |
| 現状値 | 100%（点検業務に伴う修繕は含まず）（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 100% | 100% | 100% | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(1-15) 提案型民間活用制度の推進

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 企画部行政改革推進室 | PPP（公民連携手法）の推進 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>厳しい財政状況の中、持続可能な行政経営を行っていくために、より一層の事業実施主体の最適化を行い、複雑多様化する市民サービスに 대응していく必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>提案型民間活用制度を実施し、実施事業主体の最適化を図るとともに、事業実施効果のモニタリングを実施し、より効率的かつ効果的な行政運営を行います。</p> | | | | |
| 指標名 | 当該年度に新たに採択された事業数 | | | |
| 現状値 | 1事業（平成27（2015）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 2事業 | 2事業 | 2事業 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(1-16) 非公募施設の公募化に向けた検討

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|--------------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 企画部行政改革推進室 | | 指定管理者制度に係る検討・調整 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>指定管理者導入施設については公募によって指定管理者を選定することが原則である一方で、外郭団体の段階的な自立を促すことを目的とし、経過措置として一定期間非公募とすることができることとなっています。明確な経過措置の期間の定めがない状況の中、団体の自立に向けた意識の低下を招いています。</p> <p>外郭団体を非公募により選定している施設については、公募化することを目指し、団体自身の経営状況を改善するとともに、団体固有の特性や利点を生かした経営基盤の強化により、民間事業者等と競争できる体制を整えていくことが重要です。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>安定的かつ自立した経営を目指し、非公募により選定されている指定管理者及び当該施設所管課等との意見交換等を実施することにより、現状の課題等を洗い出し、今後の指定管理者選定に際しての公募化に向けて、体制作りの検討及び経営基盤の強化等を図ります。</p> | | | | |
| 指標名 | 非公募施設の公募化に向けた検討 | | | |
| 現状値 | C3 成長加速化方針への位置づけ（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 調査研究 | 方向性の決定 | 調査研究 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(1-17) 市民活動団体との協働事業の推進

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 総務部市民自治推進課 | | 市民活動団体との協働事業の推進 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>社会経済情勢の変化により複雑化する地域課題や多様化する市民ニーズにきめ細かく対応するため、市民活動団体をはじめとした多様な主体により市民サービスを提供する、協働型まちづくりを推進する必要があります。</p> <p>事業の推進にあたっては、市民活動団体と市が目的を共有し、適切な役割分担を検討し、実施する必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>行政提案型協働推進事業の事業テーマの選定において、市と市民活動団体との協働により良質な公共サービスの創出ができるよう事業担当課と協議するとともに、中間支援組織との連携により、市民活動団体の支援を行うことで市民活動の活性化を図ります。また、協働推進事業の適正な評価により事業期間終了後の事業展開を明確にします。</p> | | | | |
| 指標名 | 実施事業数（継続事業を含む） | | | |
| 現状値 | 7事業（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 12事業 | 12事業 | 12事業 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(1-18) 地域コミュニティ事業

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 総務部市民自治推進課 | 地域コミュニティ事業 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 誰もが住みやすい地域であり続けるために、地域が一体となって地域課題などに取り組み、地域の特性を生かしたより良いまちづくりを進めていく必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 財政支援や地域担当職員による支援により、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進するとともに、認定コミュニティ等の代表者、有識者、庁内関係部局等との意見交換を通じ、事業や制度の検証を行います。 | | | | |
| 指標名 | 認定コミュニティに対する特定事業助成金の交付件数 | | | |
| 現状値 | 7件（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 13件 | 19件 | 26件 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(1-19) 市民活動推進補助事業

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|----------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 総務部市民自治推進課 | 市民活動推進補助事業 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 市民サービスの向上や、多様なサービスの担い手の育成等の観点から、市民活動団体が団体基盤を確立するための支援を行うことで、市民活動の推進を図る必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 市民の皆さまの自主的で公益的な活動に係る事業費を財政的に支援します。また、市民活動推進補助制度に関する周知を継続的に行うとともに、補助金を活用して実施している事業について広く市民や市民活動団体に情報発信することで、補助制度の活用に加えて基金の拡充を図ります。 | | | | |
| 指標名 | 市民活動推進補助金の相談及び提案事業件数 | | | |
| 現状値 | 21事業（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 23事業 | 24事業 | 25事業 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(1-20) 公用車運転業務の民間活用

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 財務部用地管財課 | 車両管理業務 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 事業実施主体の最適化の観点から、行政が直営で実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについては積極的に民間活力を活用することとされています。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 現在は直営で事業実施している、市長車等の公用車運転業務について、民間活用の検討を行います。 | | | | |
| 指標名 | 運転業務の民間委託の実施台数 | | | |
| 現状値 | 0台（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 1台 | 他の車両への委託拡大を検討 | 他の車両への委託拡大を検討 | |
| 行革効果額（円） | 5,140,000円 | 5,140,000円 | 5,140,000円 | |
| 3年間合計（円） | 15,420,000円 | | | |

※行革効果額は、直営で実施した場合との差額としています。

(1-21) 茅ヶ崎トラストビルの管理運営方法の検討

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 財務部用地管財課 | 信託ビル維持管理事務 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 茅ヶ崎トラストビルについては、平成10（1998）年の建物竣工から20年間に渡り、土地信託契約を締結しており、当該契約に基づく管理運営を行っています。このたび、当該信託契約を5年間延長することとしましたが、その後の管理運営のあり方を検討していく必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 現在、土地信託契約により管理運営を行っている茅ヶ崎トラストビルについて、契約満了後の管理運営のあり方を検討します。 | | | | |
| 指標名 | 見直しの進捗状況 | | | |
| 現状値 | 庁内検討（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 協議及び事業手法の検討 | 協議及び事業手法の検討 | 協議及び事業手法の検討 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(2) 総人件費の適正化

構造的な人件費の増加を最小限に抑制するため、28（2016）年度から開始した働きかたの見直しを継続して実施し、より効率的な業務の遂行に努めます。

また、再任用職員、臨時職員、嘱託職員等について、その雇用形態の有する任用目的、役割等と照らし合わせ、活用可能性について検討し、多様な人材を戦略的・機動的に配置します。

(2-1) 「次期基本構想を見据えた定数管理の考え方」の推進

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|-------------------------------|--------------|---------------------|-------|
| 企画部行政改革推進室 | 定数管理事務 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>厳しい財政運営が求められる状況にあっても、多様化する市民ニーズに応えるためには、業務の見直しを図るとともに、環境の変化に対応できる臨機応変な組織づくり、多様な任用形態の職員の活用、さらにはヒト・モノ・カネといった限られた経営資源の効率的かつ効果的な配分がより一層求められています。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>業務と定数のミスマッチを解消し、あるべき適切な各課かいの定数を構築するとともに、機動的な組織を目指し、平成32（2020）年度からの部局長への部局内定数増減に関する権限を付与します。</p> | | | | |
| 指標名 | 業務量と定数の検証 | | | |
| 現状値 | C3 成長加速化方針へ位置づけ（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 業務量と定数の検証 | 業務量と定数の検証 | 部局長に対し部局内定数増減の権限の付与 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(2-2) 全庁的な時間外勤務の抑制

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|----------------------------------|--------------|--------------|-------|
| 総務部職員課 | 勤務時間や休暇など職員の勤務に関する事務 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>時間外勤務を縮減し、長時間労働を是正することは、職員の心身の健康保持や公務能率の観点から、極めて重要な課題であるとともに、ワークライフバランスに資するものであり、その実現が求められています。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>ノー残業デー等を徹底するとともに、事務事業を見直し、業務の絶対量の削減を図り、また、業務の切り分け等を行うことにより、時間外勤務の抑制に努めます。</p> | | | | |
| 指標名 | 時間外勤務の削減率（平成29（2017）年度比） | | | |
| 現状値 | 平成27（2015）年度比8.9%減（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 3%減 | 6%減 | 9%減 | |
| 行革効果額（円） | 22,404,639円 | 22,404,639円 | 22,404,639円 | |
| 3年間合計（円） | 67,213,917円 | | | |

※行革効果額は、時間外勤務手当総額の前年度との差としています。

(3) 外郭団体の経営改善

市が主体となって設立した外郭団体について、社会経済情勢の変化等を念頭に、その社会的役割や機能、経営状況等を改めて検証し、補助金や運営費補助などの財政的支援について今後の方向性を定めます。

また、事業評価制度等の導入などマネジメントの徹底を図ることで、競争を前提とした中での指定管理者制度の公募化など、これまで以上に自立的・効率的な経営体制を確立できるよう見直しを進めます。

(3-1) 文化・スポーツ振興財団への支援策等についての研究

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|----------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 文化生涯学習部文化生涯学習課 | 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団との連絡・調整事務 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 本市では市民文化会館、美術館、松籟庵等の指定管理を文化・スポーツ振興財団に委託していますが、団体の経営安定化や事業評価制度等の導入を進め、公募による指定管理者選定の際にも競り勝つことができるよう支援することが必要です。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 文化・スポーツ振興財団と定期的に連絡調整を行い、情報共有を図りながら財団が安定的かつ自立した組織となるよう適宜、指導監督を行うとともに、経営改善支援を行います。 | | | | |
| 指標名 | 経営改善に向けた検討の進捗状況 | | | |
| 現状値 | 庁内検討及び団体との調整（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 課題の検討及び方向性の決定 | 課題の検討及び方向性の決定 | 課題の検討及び方向性の決定 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(3) 外郭団体の経営改善

(3-2) 市社会福祉協議会への支援策等の見直し

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|---------------------|--------------|--------------|-------|
| 福祉部福祉政策課 | | 社会福祉協議会助成事業 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>人口減少社会が到来する中での高齢者人口の急速な増加、核家族化や高齢者のみの世帯の増加等の社会の変化に伴う地域の人間関係の希薄化により、地域福祉課題が多様化、複雑化しています。</p> <p>市民からの多様な行政ニーズが増加する中、地域福祉の推進を図るためには、「市民参加による地域福祉活動の支援と推進」を使命とする市社会福祉協議会が担うべき事業の精査、見直しを行い、限られた人的及び財政的資源を効果的、効率的に活用することで、自立かつ効率的な経営体質を確立することが必要です。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」に位置づけたそれぞれの取組みにおける市及び市社会福祉協議会の役割に基づき、事業評価を行いながら、市社会福祉協議会が実施すべき事業の絞込みを行い、事業実施主体の最適化を図ります。事業評価結果を反映した事務事業の精査による事業費の縮減をはじめ、自主財源の確保に向けた取組み等を通じて、補助金依存率の逡減を目指します。</p> | | | | |
| 指標名 | 補助金依存率 | | | |
| 現状値 | 45.8%（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 40% | 40% | 40% | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(3-3) 外郭団体の経営改善（シルバー人材センター）

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|----------------------|------------------------------|--------------|-------|
| 福祉部高齢福祉介護課 | | シルバー人材センター補助事業(高齢者の就労機会等の提供) | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>超高齢社会においては高齢者が生きがいを持って、地域社会に参加できる仕組みが必要とされている中、シルバー人材センターには、高齢者への就労機会の確保等、団体の設立目的に即した取組みの強化が求められています。その上で、外郭団体見直し基本方針（改訂版）における自立した経営体制の確立に向け、団体が経営の改善を効果的に推進していきけるよう団体への支援のあり方について検討していく必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>シルバー人材センターが策定した中期事業計画の着実な達成及び財政基盤の強化に向け、会員確保の促進、高齢者の就業機会の拡大、事業等の効率的・効果的な実施が推進できるよう、経営状況等の把握及び指導等、適切な支援を行います。また、C3 成長加速化方針の趣旨を踏まえ、団体に対する財政的支援のあり方の検討を行います。</p> | | | | |
| 指標名 | シルバー人材センターにおける受託事案件数 | | | |
| 現状値 | 4,417件（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 4,540件 | 4,560件 | 4,580件 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(3-4) 外郭団体の経営改善 (社会福祉事業団)

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|------------------------------|---------------|-----------------|-------|
| 福祉部障害福祉課 | 障害児通所施設の運営・管理 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 茅ヶ崎市においては経営改善方針が示されており、外郭団体の経営改善も重点事項として位置づけられています。その中において、当然ながら指定管理者も主体的な経営改善を求められていくこととなりますが、社会福祉事業団については、平成28(2016)～31(2019)年度の中期経営改善計画が策定されており、31(2019)年度中にその実績と改善効果を検証し、あわせて32(2020)年度以降の計画策定を行い、引き続き経営改善を行っていく必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 社会福祉事業団の設立経緯や設立目的を踏まえ、事業の目的とサービス提供対象者へ十分配慮したうえで経営改善を進め、意見調整を行い、事業内容の改善と経費の見直しを行います。 | | | | |
| 指標名 | 経営改善に向けた検討の進捗状況 | | | |
| 現状値 | 庁内検討及び団体との意見交換(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 課題の検討 | 課題の検討及び方向性の決定 | 方向性の決定に則った事務の執行 | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(3-5) 外郭団体の経営改善 (社会福祉事業団)

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|------------------------------|---------------|-----------------|-------|
| 福祉部障害福祉課 | 障害者ふれあい活動ホームの運営・管理 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 茅ヶ崎市においては経営改善方針が示されており、外郭団体の経営改善も重点事項として位置づけられています。その中において、当然ながら指定管理者も主体的な経営改善を求められていくこととなりますが、社会福祉事業団については、平成28(2016)～31(2019)年度の中期経営改善計画が策定されており、31(2019)年度中にその実績と改善効果を検証し、あわせて32(2020)年度以降の計画策定を行い、引き続き経営改善を行っていく必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 社会福祉事業団の設立経緯や設立目的を踏まえ、事業の目的とサービス提供対象者へ十分配慮したうえで経営改善を進め、意見調整を行い、事業内容の改善と経費の見直しを行います。 | | | | |
| 指標名 | 経営改善に向けた検討の進捗状況 | | | |
| 現状値 | 庁内検討及び団体との意見交換(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 課題の検討 | 課題の検討及び方向性の決定 | 方向性の決定に則った事務の執行 | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(3-6) 外郭団体の経営改善

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|----------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 企画部行政改革推進室 | 外郭団体の経営改善 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成20(2008)年に公益法人制度改革3法が施行され、外郭団体は公益に果たす自らの役割及び存在意義を再認識し、効率的・効果的な行政サービスに努めるよう、より一層の改革に取り組むことが求められています。 平成25(2013)年に「外郭団体見直し基本方針(改訂版)」、28(2016)年に「茅ヶ崎市経営改善方針(2015年度版)」を策定し、外郭団体の自立に向けて効率的・効果的な経営体制を確立するための取組み等を推進しています。 厳しい財政状況の中で、平成29(2017)年に「C3成長加速化方針」を策定し、外郭団体への支援策等の見直しを推進しています。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 現「外郭団体見直し基本方針(改訂版)」に基づき、「外郭団体経営報告書」を作成する。 現「外郭団体見直し基本方針(改訂版)」の見直しを行い、新たな「外郭団体見直し基本方針」を策定します。 新たな「外郭団体見直し基本方針」に基づき、「外郭団体の経営計画」及び「外郭団体経営報告書」を策定します。 各外郭団体と協議・意見交換会を行います。 | | | | |
| 指標名 | 外郭団体の経営計画における個別活動指標のA評価の割合 | | | |
| 現状値 | 52%(平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 61% | 64% | 67% | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(4) 業務の効率化

組織活力の向上や人材の確保・育成、公務能率の向上に取り組むとともに、限られた経営資源を効率的・効果的に配分し、コストパフォーマンスの高い組織体制を確立します。また、事務事業そのものを見直し、優先順位を明確にしたうえで、業務の絶対量の削減を図ります。

なお、この実施にあたっては「茅ヶ崎市地域情報化計画」における「ICT による行政経営の見直し」施策と整合を図りつつ進めるものとします。

(4-1) 指定管理者選定における評価・指定事務の効率化の検討

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 教育推進部青少年課 | 子どもの家の管理業務委託 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>指定管理者の選定には、多くの時間と労力を要すことから、事務の効率化についての検討が必要です。 また、子どもの家はすべて地域集会施設内にあることから、地域集会施設と一体的に管理運営することで、それぞれの施設の設置目的がより効果的に達成でき、そのことによりサービス水準の向上が期待できます。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 平成29(2017)年度に改訂された「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」に基づき、子どもの家と地域集会施設の指定管理者の評価・指定事務の一本化について検討を進めます。 | | | | |
| 指標名 | 事業の検討進捗状況 | | | |
| 現状値 | 庁内検討(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 調査研究 | 方向性の決定 | 事業の実施 | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(4-2) 青少年会館管理業務委託の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 教育推進部青少年課 | 会館管理業務委託(青少年会館) | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>開館から33年が経過し、建物本体及び設備の老朽化が進んでいます。そのような中、会館の管理については、専門業者に委託し、施設の良い利用環境を維持しています。 海岸青少年会館が閉館となる平成30(2018)年12月までの間、会館管理業務委託を一本化することにより、事務手続きの軽減及び経費の削減を図ります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 委託業務について、他の施設との一括発注による経費の削減等、最適な会館管理業務委託の検討結果に基づいて実施します。 | | | | |
| 指標名 | 一括発注する件数 | | | |
| 現状値 | 2件(平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 2件 | - | - | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(4) 業務の効率化

(4-3) 海岸青少年会館管理業務委託の見直し

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 教育推進部青少年課 | | 会館管理業務委託（海岸青少年会館） | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>会館の管理については、専門業者に委託し、施設の良好な利用環境を維持しています。仮設棟の運営が平成30（2018）年12月までとなるため、それまでの間、青少年会館（茅ヶ崎市十間坂）と会館管理業務委託を一本化することにより、事務手続きの軽減及び経費の削減を図ります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>委託業務について、他の施設との一括発注による経費の削減等、最適な会館管理業務委託の検討結果に基づいて実施します。</p> | | | | |
| 指標名 | 一括発注する件数 | | | |
| 現状値 | 2件（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 2件 | - | - | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(4-4) 指定管理者選定における評価・指定事務の効率化の検討

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 福祉部高齢福祉介護課 | | 老人憩いの家管理事業 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>指定管理者の選定には、多くの時間と労力を要することから、事務の効率化についての検討が必要です。中でも浜須賀会館については、複合施設として、高齢福祉介護課所管の「老人憩の家」並びに市民自治推進課所管の「地域集会施設」が設置されています。指定管理者の効率的な管理運営については、これらの施設特性を生かし、一体的に管理運営する団体を指定することで、設置目的に対し、より効果的に達成でき、またサービス水準の向上が期待できます。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>平成29（2017）年度に改訂された「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」に基づき、「老人憩の家」や「地域集会施設」の施設があるような複合施設の指定管理者の評価・指定事務の一本化について検討を進めます。</p> | | | | |
| 指標名 | 事業の検討進捗状況 | | | |
| 現状値 | 庁内検討（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 調査研究 | 方向性の決定 | 事業の実施 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(4-5) 既存の電子レセプト管理システムのクラウド化

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|----------------------------------|--------------|--------------|-------|
| 福祉部生活支援課 | 生活保護業務データシステム及び医療扶助電子レセプトの運用管理業務 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 既存の電子レセプト管理システムについては機器保守期間の終了に伴い、既存の機器の更新ではなく、新たなクラウドサービスの導入により、現在と同様の据置型の機器の導入に比べコストの抑制が可能となります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 既存の電子レセプト管理システムの機器保守期間の終了に伴い、新たにクラウドサービスを導入し、効率的なレセプト管理を行います。 | | | | |
| 指標名 | クラウドサービスの導入 | | | |
| 現状値 | 庁内検討（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | クラウドサービスの導入及び運用 | - | - | |
| 行革効果額（円） | 505,000円 | 503,000円 | 503,000円 | |
| 3年間合計（円） | 1,511,000円 | | | |

※行革効果額は、クラウド化した場合と現在の据置型にした場合における導入及び運用コストの差額とし、3か年平均の額を単年度の効果額として記載しています。

(4-6) 健康診査事業における診査項目等の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|----------------------------------|--------------|--------------|-------|
| 保健所健康増進課 | 健康診査事業 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 75歳以上の後期高齢者及び40歳以上の生活保護受給者を対象とする健康診査事業については、今後急増する後期高齢者数を踏まえ、安定した財源確保と効率的な事業実施が求められています。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 健康診査については、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に準じて診査項目を医師会と協議して実施していますが、眼底検査は基本的な診査項目ではないことから廃止することとします。 なお、国民健康保険被保険者のうち40歳から74歳までを対象とする特定健康診査では、医師の診断に基づく詳細項目として、眼底検査を継続して実施します。 | | | | |
| 指標名 | 診査項目等見直しの状況 | | | |
| 現状値 | 庁内検討及び茅ヶ崎市医師会等との調整（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 眼底検査の廃止（特定健康診査を除く） | 診査項目等見直しの検討 | 診査項目等見直しの検討 | |
| 行革効果額（円） | 4,819,080円 | 4,819,080円 | 4,819,080円 | |
| 3年間合計（円） | 14,457,240円 | | | |

※行革効果額は、28（2016）年度実績に基づく健康診査における眼底検査の廃止による事業費の削減額としています。

(4) 業務の効率化

(4-7) 次期環境基本計画との統合に向けた検討

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|--------------------|-----------------------|--------------|-------|
| 環境部環境政策課 | | 地球温暖化対策実行計画の進行管理・策定事務 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>地球温暖化対策実行計画に位置付けている施策は、環境基本計画の施策との重複が多く、それぞれの計画で進行管理を行っていることから、事務局としての業務についても一部重複していることが課題となっています。</p> <p>他自治体では地球温暖化対策実行計画と環境基本計画を統合しているところもあり、本市においても課題解決に向け、両計画の統合を検討する必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>これら2つの計画は改定が同時期であることから、次期地球温暖化対策実行計画を次期環境基本計画と統合し、一本化することについての検討を進めます。</p> | | | | |
| 指標名 | 事業の検討進捗状況 | | | |
| 現状値 | 庁内検討（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 計画統合についての調査・研究 | 方向性の決定 | - | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(4-8) 民間企業との協働によるごみ袋の作製

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|------------------|--------------|--------------|-------|
| 環境部環境保全課 | | 美化推進事業 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>美化キャンペーンや海岸清掃などの美化推進事業に必要な消耗品には少なからず費用が掛かっており、厳しい財政状況の中、同事業における費用の削減や費用に充てる新しい財源を確保することが求められていることから、費用の多くを占めるごみ袋の作製に関して、その表面に広告等を掲出することで、有効活用を図る必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>市が作製する美化キャンペーンなどで使用のごみ袋について、民間企業との協働手法（ごみ袋の作製及び無償提供）により、ごみ袋の作製に係る費用を削減します。</p> | | | | |
| 指標名 | 費用削減額 | | | |
| 現状値 | 0円（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 160,000円 | 160,000円 | 160,000円 | |
| 行革効果額（円） | 160,000円 | 160,000円 | 160,000円 | |
| 3年間合計（円） | 480,000円 | | | |

※行革効果額は、協働手法によるごみ袋作製費用の削減額としています。

(4-9) 市内全域の公園・街路等の計画的な植栽管理

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|------------------------------------|------------------|------------------|-------|
| 建設部公園緑地課 | 公園・街路樹等剪定・除草業務事業（提案型民間活用制度事業） | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>現在、公園、街路等の植栽管理について、市内を複数地区に分けて地区ごとに民間事業者へ委託をしています。また、委託については単年度で入札を行っているため、同一の公園等の植栽管理については、毎年度異なる業者が行っている状況があり、市域全体の視点から見た場合における剪定の優先順位づけや複数年にわたる計画的な管理ができていない状況です。</p> <p>そのため市内の公園、街路の植栽管理について、複数に分けて委託をしているものを一括して委託し、かつ3年間継続した管理を行うことで、より効率的・実質的な業務が期待できるため、取組みを進める必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 公園、街路等の植栽管理について一括して委託を行い、3年間継続した管理を行うことで、優先箇所、適切な実施時期、適切な実施回数等の剪定、除草の実施など効率的な管理運営を行います。また、倒木等の危険のある樹木に対する早急な対応及び事故の未然防止や、景観、美観に配慮された剪定を実施します。 | | | | |
| 指標名 | 計画的な植栽管理 | | | |
| 現状値 | 単年度契約の地区ごとの委託による植栽管理（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 作業計画の作成及び実施状況の確認 | 作業計画の作成及び実施状況の確認 | 作業計画の作成及び実施状況の確認 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(4-10) 組織・機構の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|-----------------------------|--------------------|--------------------|-------|
| 企画部行政改革推進室 | 組織・機構の見直し | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 本市を取り巻く環境の変化や、複雑化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる機動性の高い組織・機構を常に検討し、もって業務の効率的な執行体制を構築することについて、継続して取り組む必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎市総合計画基本構想の政策・施策体系と連動した現在の組織体制を基本としつつも、新たな行政需要や市民ニーズに対応した組織・機構となるよう毎年度見直しを行い、必要に応じて組織改正を行います。 次期基本構想における新組織の構築を平成32（2020）年4月に行うにあたり、これまで以上に効率的・効果的な組織体制とするべく、庁内各課と議論を重ねつつ検討を進めます。 | | | | |
| 指標名 | 組織・機構の見直し状況 | | | |
| 現状値 | 保健所政令市移行等に関する組織の見直し（平成28年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 現組織体制に関する課題の洗い出し及び検討 | 次期基本構想下における組織体制の決定 | 次期基本構想下における組織体制の構築 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(4) 業務の効率化

(4-11) 事務分掌の調整及び改正

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|--|------------------------|------------------------|-------|
| 企画部行政改革推進室 | 事務分掌の調整及び改正 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 本市を取り巻く環境の変化、複雑化・多様化する市民ニーズ及び新たな行政課題に対し、迅速かつ的確に対応できる事務執行体制を構築し、もって業務の効率的な執行体制を構築することについて、継続して取組む必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 新たな行政需要や市民ニーズへの対応または法改正等に伴って発生した事務等について、その所管が明確でないものにあっては、事務割振り等を的確に行います。 上述の新規事務が他部局と横断的に関わる必要があるものについては、効率的・効果的な事業実施体制が構築できるよう、導入にあたってのコーディネーター役となって調整を図ります。所管の割振り決定後、適切な課かいに引継ぎます。 次期基本構想における効率的な事務執行体制の構築に向け、現状組織における事務の割振り等について課題を把握の上、検討を進めます。 | | | | |
| 指標名 | 事務分掌に関する調整 | | | |
| 現状値 | マイナンバー制度における子育てワンストップサービスの導入に向けた事務の割振り（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 事務分掌に関する検討・調整 | 次期基本構想下における事務分掌等に関する調整 | 次期基本構想下における事務分掌等に関する調整 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(4-12) 指定管理者選定における評価・指定事務の効率化の検討

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|--------------------|--------------|--------------|-------|
| 総務部市民自治推進課 | 地域集会施設管理運営業務 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 指定管理者の選定には、多くの時間と労力を要することから、事務の効率化について検討することが必要です。中でも、地域集会施設内に「子どもの家」や「老人憩いの家」の施設を有する複合施設については、地域集会施設の業務と一体的に管理運営することで、それぞれの施設の設置目的がより効果的に達成でき、そのことにより、サービス水準の向上が期待できます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 平成29（2017）年度に改訂された「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」に基づき、「子どもの家」や「老人憩いの家」の施設を複合している各施設の指定管理者の公募・選定・指定手続きの一本化について検討を進めます。 | | | | |
| 指標名 | 事業の検討進捗状況 | | | |
| 現状値 | 庁内検討（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 調査研究 | 方向性の決定 | 事業の実施 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(4-13) 「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針」の推進

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|-------------------------|---------------------|---------------------|
| 総務部職員課 | 人材育成基本方針の推進に関する事務 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | |
| <p>急激に変化している社会環境に的確に対応するため、人材育成基本方針に基づき「あるべき職員の姿」に向けた取り組みが必要です。</p> | | | |
| 実施内容 | | | |
| <p>人材育成基本方針に基づく取組みを推進し、更なる組織活力の向上を図り、多様化する市民ニーズに的確に対応します。</p> | | | |
| 指標名 | 自己能力が活かされていると考えている職員の割合 | | |
| 現状値 | 83% (平成28(2016)年度) | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 |
| 目標 | 90%以上 | 90%以上 | 90%以上 |
| 行革効果額(円) | - | - | - |
| 3年間合計(円) | - | | |

(5) 更なる市民サービスの向上

市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するため、これまで以上に IT を活用するなど、前例にとられない手法をとることによって、行政サービスの質の向上を図ります。

なお、この実施にあたっては「茅ヶ崎市地域情報化計画」における「ICT による行政サービスの向上」施策と整合を図りつつ進めるものとします。

(5-1) 防災行政用無線補完システムの再構築

| 担当部課名 | 第 4 次実施計画事業名 | 新規・継続 | |
|---|--------------------------|----------------------|----------------------|
| 市民安全部防災対策課 | 防災情報配信事業 | 新規 | |
| 取組む必要性 | | | |
| <p>気象に関する警報や災害時における避難等に関する情報等、市民の生命、身体及び財産を守るために必要な情報を防災行政用無線を活用し放送していますが、住宅の気密性の向上や高層建築物の建設等により、放送内容が聞き取りにくい現象が頻繁に発生しています。</p> <p>そのため、防災行政用無線を補完するための仕組みとして地域情報配信システム、メール配信サービス、防災ラジオを運用していますが、とりわけ避難行動要支援者への情報伝達が十分に行われていないという課題があります。</p> | | | |
| 実施内容 | | | |
| <p>現在運用している地域情報配信システム、メール配信システム、防災ラジオのターゲットを明確にするとともに、本市における災害時の情報発信手段の指針を作成し、指針に基づきシステムを整備します。</p> | | | |
| 指標名 | 防災行政用無線補完システム再構築の検討の進捗状況 | | |
| 現状値 | 未実施（平成 28（2016）年度） | | |
| 年度 | 平成 30（2018）年度 | 平成 31（2019）年度 | 平成 32（2020）年度 |
| 目標 | 課題分析及び指針の作成 実現に向けた検討 | システム整備 | システム整備 |
| 行革効果額（円） | - | - | - |
| 3年間合計（円） | - | | |

(5-2) 市道の維持保全点検業務の実施

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|--|-------------------|-------------------|-------|
| 建設部道路管理課 | 狭あい道路調査等事業(提案型民間活用制度事業) | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>現在、道路の修繕箇所については、市としての把握が難しく、通報等により対応しており、穴あきや舗装の劣化による事故の未然防止は困難となっていました。また、通報後に、職員が破損箇所の資料作成や現場確認等を行っており、事務量の負担もありました。</p> <p>狭あい道路調査等業務については、平成27(2015)年度より提案型民間活用制度事業として、民間事業者のノウハウを生かした効率的な運営をしてきたところですが、これまでの業務の付帯業務として道路維持保全点検を実施することで、より効果的・効率的な事業運営が期待できるため、取組を進める必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>これまで本事業において実施してきた、「狭あい申請に伴う調査及び資料作成」、「自主後退協力要請」の付帯業務として、周辺の道路の道路維持保全のための点検業務を一括して業者へ委託します。</p> <p>これにより、道路付属物等の劣化や損傷に起因する事故等を未然に防ぎ、より効率的で、安全・安心な道路維持管理の実現を目指します。</p> | | | | |
| 指標名 | 穴あきや舗装の劣化や損傷による事故等の未然防止 | | | |
| 現状値 | 職員によるパトロール及び通報による修繕箇所の特定(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 修繕箇所の早期発見及び早期修繕対応 | 修繕箇所の早期発見及び早期修繕対応 | 修繕箇所の早期発見及び早期修繕対応 | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(5-3) 中核市への移行によるより質の高い市民サービスの提供

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|--------------------------------------|--------------|--------------|-------|
| 企画部広域事業政策課 | 中核市移行推進事業 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>地方分権が進展する中、地方公共団体には、自らの判断と責任で社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、より質の高い市民サービスを提供することで、新たな社会的課題に具体的な成果を上げることが求められています。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>(仮称)中核市移行基本計画の策定を行い、中核市への移行時期を決定するとともに、移譲事務を円滑に実施できるよう、神奈川県と移譲事務に関する協議を進めながら、人材育成や事務執行体制の整備等を行い、中核市移行に向けた準備を進めます。</p> <p>また、中核市移行に向けた準備段階や移行後の移譲事務実施段階で必要となる費用等について、国や神奈川県へ支援要望を継続的に実施します。</p> | | | | |
| 指標名 | 中核市への移行準備状況 | | | |
| 現状値 | 「中核市への移行に関する基本的な考え方」策定(平成27(2015)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 国県への要望活動 | 国県への要望活動 | 国県への要望活動 | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(5) 更なる市民サービスの向上

(5-4) 行政手続の電子化の推進

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 企画部情報推進課 | 神奈川縣市町村電子自治体共同運営協議会 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>本市では、特に職員採用試験の申込み手続きで、多く電子申請が活用されています。 本人確認方法や添付書類の提出が必要等、運用上の課題も多くありますが、行政手続きに関する事務の効率化及び市民のサービス向上を推進するため、電子申請が可能な業務の追加の検討を進めていく必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 引き続き神奈川縣市町村電子自治体共同運営協議会へ参加するとともに、電子申請が可能な業務を継続的に増やします。 | | | | |
| 指標名 | 電子申請可能な業務数 | | | |
| 現状値 | 71件（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 91件 | 92件 | 93件 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(5-5) コンビニエンスストアでの住民票の写し等証明書交付

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 総務部市民課 | コンビニエンスストアでの住民票の写し等証明書交付 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>高齢化が急速に進む中、生活様式の多様化に対応し、より身近な場所で住民票の写し等の交付が受けられるようにコンビニエンスストアを活用して証明書交付サービスの向上を図ります。 ※導入年月日：平成26（2014）年2月1日 次回リース替え：平成31（2019）年2月1日</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> より身近で便利な場所にあるコンビニエンスストアを活用した証明書交付サービス（コンビニ交付サービス）を推進します。 コンビニ交付サービスの対象となる証明書の範囲拡大について調査研究を行います。 | | | | |
| 指標名 | 証明書交付枚数 | | | |
| 現状値 | 3,592枚（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 6,000枚 | 7,200枚 | 8,400枚 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(6) 広域連携の推進

厳しい財政状況や、少子高齢化社会の中でも、持続可能な行政サービスを提供するために、近隣自治体との連携を見据えて事務事業の見直しを行います。

(6-1) 消費生活相談の広域連携

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|-------------------|--------------|--------------|-------|
| 市民安全部市民相談課 | 消費生活相談事業 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 近年、流通の高速化、流通経路・販売方法の多様化及び情報の電子化並びに複雑化が進み、消費生活の利便性が向上するとともに、その隙間をつくように様々な消費者トラブルが発生する中、消費生活相談の広域化が求められています。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 平成17(2005)年8月23日に寒川町と締結した協定に基づき、広域的な消費生活相談を継続実施することにより、市民の利便性の向上を図ります。 | | | | |
| 指標名 | 広域連携に基づく消費生活相談件数 | | | |
| 現状値 | 97件(平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 91件 | 91件 | 91件 | |
| 行革効果額(円) | 488,215円 | 488,215円 | 488,215円 | |
| 3年間合計(円) | 1,464,645円 | | | |

※行革効果額は、1件あたり平均相談単価に予想相談件数を乗じた額(寒川町からの負担金)としています。

(6-2) 司法書士相談の広域連携

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|---------------------|--------------|--------------|-------|
| 市民安全部市民相談課 | 相談業務事業 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 相互利用することにより利便性が増し、市民サービスの向上につながります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 平成27(2015)年4月1日に寒川町と締結した協定に基づき、広域的な司法書士相談を実施することにより、市民の利便性の向上を図ります。 | | | | |
| 指標名 | 寒川町民の茅ヶ崎市司法書士相談利用件数 | | | |
| 現状値 | 0件(平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 3件 | 3件 | 3件 | |
| 行革効果額(円) | 7,245円 | 7,245円 | 7,245円 | |
| 3年間合計(円) | 21,735円 | | | |

※行革効果額は、1件あたり平均相談単価に予想相談件数を乗じた額(寒川町からの負担金)としています。

(6) 広域連携の推進

(6-3) 多重債務法律相談の広域連携

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | 新規・継続 | |
|--|------------------|--------------|--------------|
| 市民安全部市民相談課 | 多重債務相談事業 | 継続 | |
| 取組む必要性 | | | |
| 寒川町民に利用いただくことで、財源を確保することができます。 | | | |
| 実施内容 | | | |
| 多重債務法律相談の窓口がない寒川町と協定を結び、寒川町民が茅ヶ崎市で相談できるようにします。 | | | |
| 指標名 | 寒川町民による相談利用件数 | | |
| 現状値 | 7件（平成28（2016）年度） | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 |
| 目標 | 10件 | 10件 | 10件 |
| 行革効果額（円） | 24,820円 | 24,820円 | 24,820円 |
| 3年間合計（円） | 74,460円 | | |

※行革効果額は、1件あたり平均相談単価に予想相談件数を乗じた額（寒川町からの負担金）としています。

(6-4) 消防の広域化の推進

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | 新規・継続 | |
|--|---------------------|--------------|--------------|
| 消防本部消防総務課 | 消防の広域化の検討(各種会議の開催等) | 継続 | |
| 取組む必要性 | | | |
| 人口減少による生産人口の減少に伴い、今後、消防行政を運営していく財政面での制約が考えられます。市民の安全安心のため、寒川町消防本部との統合により、スケールメリット及びコストメリットを活かした持続可能な消防組織を確立することを目的として取り組んでいます。 | | | |
| 実施内容 | | | |
| 消防本部の統合によるコストメリットから、経常的な運営経費の削減効果に着目して、茅ヶ崎市及び寒川町の消防の広域化の検討に取り組みます。 また、その削減効果を実現するために消防の広域化が実現するよう積極的に検討を重ね、推進していきます。 | | | |
| 指標名 | 消防広域化に伴う調整会議等の開催回数 | | |
| 現状値 | 37回（平成28（2016）年度） | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 |
| 目標 | 20回 | 15回 | 10回 |
| 行革効果額（円） | - | - | - |
| 3年間合計（円） | - | | |

(6-5) 寒川町との広域連携の推進

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 企画部広域事業政策課 | 広域連携推進事業（寒川連携） | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 限られた行財政基盤の中で、多様化・複雑化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応しつつ、事務の効率化を図っていくためには、他自治体との広域連携を推進する必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 平成26（2014）年3月に策定した茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書に基づき、連携事業を実施するとともに、取組結果や新規事業の研究結果を踏まえた「茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策計画書【第2期】」（平成31（2019）年度～）の策定を行います。 | | | | |
| 指標名 | 連携事業数 | | | |
| 現状値 | 16事業（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 16事業 | 16事業 | 16事業 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(6-6) 湘南広域都市行政協議会による広域連携の推進

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|---------------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 企画部広域事業政策課 | 広域連携推進事業（湘南広域都市行政協議会） | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 限られた行財政基盤の中で、多様化・複雑化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応しつつ、事務の効率化を図っていくためには、他自治体との広域連携を推進する必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町共通の課題について、共同で調査研究を進めながら、新たな広域連携施策を実施します。 | | | | |
| 指標名 | 課題解決に向けた取り組みや研究を行う専門部会・分科会の数 | | | |
| 現状値 | 9（7つの専門部会と2つの分科会）（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 9事業 | 9事業 | 9事業 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(7) 財源の確保・各種補助制度等の見直し

将来にわたって、市民に最良なサービスを継続的に実施していくために、自主財源の確保に努めます。

また、これまで国や県が補助金を出していたものの、既にその補助がされていない事業であって、現在でも当該制度が存続しているもの、または従来のサービス水準を維持しているものといった各種補助制度について見直しを実施することで、健全で安定した財政基盤を確立し、将来にわたって安定した行政サービスを提供します。

(7-1) 小児医療費助成事業における一部負担金の徴収

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | 新規・継続 | |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|
| こども育成部子育て支援課 | 小児医療費助成事業 | 新規 | |
| 取組む必要性 | | | |
| 小児医療費助成事業については、平成30(2018)年度より通院費の助成対象を小学校6年生まで拡大して実施する予定ですが、拡大対象分については県補助の対象外となっており、全額市が助成する必要があったため、財源の確保に努める必要がありました。 | | | |
| 実施内容 | | | |
| 平成30(2018)年度より、小児医療費助成制度にも受益者負担の考えを導入し、小学校4年生～6年生の通院に係る自己負担額について、500円までの一部負担金を徴収することとしました。(500円以上の医療費について助成) | | | |
| 指標名 | 一部負担金徴収額 | | |
| 現状値 | 庁内検討(平成29(2017)年度) | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 |
| 目標 | 28,363,000円 | 28,363,000円 | 28,363,000円 |
| 行革効果額(円) | 28,363,000円 | 28,363,000円 | 28,363,000円 |
| 3年間合計(円) | 85,089,000円 | | |

※行革効果額は、一部負担金の徴収額としています。

(7-2) 母子父子寡婦福祉資金の利子補給金の廃止

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|----------------------|--------------|--------------|-------|
| こども育成部子育て支援課 | ひとり親家庭等福祉管理事務 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 昭和50(1975)年に茅ヶ崎市福祉資金利子補給金交付規程を制定し、現在は茅ヶ崎市母子寡婦福祉資金利子補給金交付要綱に基づき実施しています。 国県の負担金、補助金はなく、全額市の負担により運営しています。 対象者は10名程度で申請者は3~5名と減少傾向にあるため、事業の見直しが必要です。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 現在の利子補給金対象者の利用をもって事業を終了とします。 | | | | |
| 指標名 | 新規申請受付終了の進捗状況 | | | |
| 現状値 | 見直しの検討(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 要綱の改正 | - | - | |
| 行革効果額(円) | 17,000円 | 17,000円 | 17,000円 | |
| 3年間合計(円) | 51,000円 | | | |

※行革効果額は、事業廃止に伴う事業費の削減額としています。

(7-3) 助成対象者の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|--------------------|--------------|--------------|-------|
| こども育成部保育課 | 認可外保育施設利用者の保育料の助成 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>本事業は、市内認可保育所等への入所を希望しているものの、希望保育所の定員充足により入所ができず、認可外保育施設に子どもを預けながら待機している方を対象に、保育料の差額に応じてその一部の助成を行い、経済的負担の軽減を図ることを目的としているものです。</p> <p>現在、「新たな待機児童解消対策について」に基づき待機児童解消のための対策を行っており、平成29(2017)年4月1日現在では待機児童18名と前年に比べ大幅に減少しています。特に4、5歳のクラスについては、特定の保育所に限定しなければ、比較的入所が可能な状況となってきたことから、現在全年齢としている助成の対象を見直す必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 認可保育所等の入所状況、待機状況から本事業の趣旨に沿った事業実施を検証し、助成対象者の見直しを行います。 | | | | |
| 指標名 | 助成対象者見直しの進捗状況 | | | |
| 現状値 | 庁内検討(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 助成対象者見直しの検討・実施 | 助成対象者見直しの検討 | 助成対象者見直しの検討 | |
| 行革効果額(円) | 90,000円 | 90,000円 | 90,000円 | |
| 3年間合計(円) | 270,000円 | | | |

※行革効果額は、助成対象者の見直しに伴う事業費の削減額としています。

(7) 財源の確保・各種補助制度等の見直し

(7-4) 図書館における広告事業の検討・実施

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 教育推進部図書館 | 施設維持管理及び運営事業（本館・分館） | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 新たな財源を確保し、より効率的・効果的な事業とする必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 現在、雑誌スポンサー制度を実施していますが、その他、図書館の持つ社会資源のうち、広告事業として実現可能な媒体の抽出、実施方法の検討、実施、費用対効果の検証及び見直しを行います。 具体的な媒体の候補は、レシートロール、封筒、玄関マット、イベント（ソフト事業）があります。 | | | | |
| 指標名 | 導入する広告媒体 | | | |
| 現状値 | 1媒体（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | レシートロールへの広告掲載に向けた検討・準備 | レシートロールへの広告掲載の実施・検証 | レシートロールへの広告掲載の実施・検証 | |
| 行革効果額（円） | 49,440円 | 211,440円 | 211,440円 | |
| 3年間合計（円） | 472,320円 | | | |

※行革効果額は、広告掲載料としています。

(7-5) むし歯予防事業交付金の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|--------------------|--------------|------------------|-------|
| 教育総務部学務課 | 学校保健の推進に係る事務 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎歯科医師会が実施する学校保健に関する事業（学校歯科保健指導者講習会）や学校保健委員会等歯科保健衛生の向上を図る目的で、寒川町とともに茅ヶ崎歯科医師会に交付金を支出しています。 平成28（2016）年度実績 65,600円 平成29（2017）年度予算 66,000円（*寒川町16,400円） 毎年、市に提出される茅ヶ崎歯科医師会の決算報告から財政状況が安定していることが確認でき、学校保健委員会についても学校によっては活動していない状況等があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 平成29（2017）年度より交付金の支出先である茅ヶ崎歯科医師会と一緒に交付金を支出している寒川町と協議、調整を行いながら、平成30（2018）年度以降の廃止、あるいは段階的な削減に向けて継続して協議を行います。 | | | | |
| 指標名 | 交付金見直しの進捗状況 | | | |
| 現状値 | 庁内検討（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 関係機関との協議 方向性の検討 | 方向性の決定 | 方向性に即した 事業の実施 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(7-6) 施設内自動販売機の設置条件の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|-----------------------|--------------|--------------|-------|
| 文化生涯学習部スポーツ推進課 | 体育施設の管理・運営 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>体育施設の自動販売機は、施設の特性上売り上げが非常に多いにも関わらず、実質行政財産の目的外使用のみの歳入となっています。</p> <p>設置条件は、平成19(2007)年度より見直されていなかったため、財源の確保を目的に設置条件を見直しました。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 施設内に設置している自動販売機の売り上げに応じ、設置業者からふるさと基金へスポーツの振興を目的に寄附を募ります。 | | | | |
| 指標名 | ふるさと基金への寄付額 | | | |
| 現状値 | 0円(未実施)(平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 5,000,000円 | 5,000,000円 | 5,000,000円 | |
| 行革効果額(円) | 5,000,000円 | 5,000,000円 | 5,000,000円 | |
| 3年間合計(円) | 15,000,000円 | | | |

※行革効果額は、ふるさと基金への寄付額としています。

(7-7) 診療報酬明細書の再審査による国民健康保険財政健全化の推進

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|----------------------------|--------------|--------------|-------|
| 福祉部保険年金課 | レセプトの再審査事務 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>医療の高度化及び加入者の高齢化により、一人当たりの保険給付費が伸び続けており、国民健康保険財政は逼迫しています。そのため、療養給付費等の適正な支払いを徹底することが必要となります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 医療費の適正化を図るため、診療報酬明細書(レセプト)の資格点検、内容点検及び再審査処理等を行います。 国民健康保険の資格を持たない者が医療機関等を受診した場合等の不正・不当利得に該当するレセプトを検出し、該当者に対して支払請求を行います。 | | | | |
| 指標名 | 診療報酬明細書の点検による効果額 | | | |
| 現状値 | 140,024,000円(平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 100,000,000円 | 100,000,000円 | 100,000,000円 | |
| 行革効果額(円) | 100,000,000円 | 100,000,000円 | 100,000,000円 | |
| 3年間合計(円) | 300,000,000円 | | | |

※行革効果額は、診療報酬明細書の点検に基づく3年間の歳出削減額としています。

(7-8) 国民健康保険料の収納率の向上

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-------|
| 福祉部保険年金課 | 保険料の収納率の向上に関する事務 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 国民健康保険事業の健全運営の継続を図るため、保険料収納率の維持向上により、財源を確保する必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 督促、催告の窓口納付相談の実施や短期被保険者証の発行などにより滞納者との接触の機会を確保するほか、財産等の調査結果を踏まえた、きめ細かな対応、折衝により保険料収入の確保に努めます。 また、資格適正化事務として、社会保険との重複加入が疑われる者について、調査及び職権により本来資格を有しない滞納者の資格整理を行います。 | | | | |
| 指標名 | 国民健康保険料現年度分収納率 | | | |
| 現状値 | 92.19%（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 国保運営方針に定める 収納率目標（現年度分） | 国保運営方針に定める 収納率目標（現年度分） | 国保運営方針に定める 収納率目標（現年度分） | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(7-9) 老人クラブ等助成事業における老人クラブ連合会助成事業費補助金の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|------------------|--------------|--------------|-------|
| 福祉部高齢福祉介護課 | 老人クラブ等助成事業 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 老人クラブ連合会助成事業費については、活動促進等の助成及び人件費で構成されていますが、活動推進等の費用については、その内容について適正であるかを再検討する必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 老人クラブ連合会助成事業費補助金の見直しを行います。 | | | | |
| 指標名 | 補助金の削減額 | | | |
| 現状値 | 0円（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 250,000円 | 300,000円 | 300,000円 | |
| 行革効果額（円） | 250,000円 | 550,000円 | 850,000円 | |
| 3年間合計（円） | 1,650,000円 | | | |

※行革効果額は、補助金の削減額としています。

(7-10) 介護保険の徴収率の向上

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|----------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 福祉部高齢福祉介護課 | | 賦課徴収事務 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 高齢者人口の増加により介護保険サービスの需要は増大しており、安定した介護保険給付のために、財源としての介護保険料の徴収率を向上させることが必要です。近年の介護保険料の徴収率は98%台で推移しており、今後も徴収率の向上を目指します。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 介護保険料の未納者に対して実状を踏まえた滞納整理等を実施し、徴収率の向上を図ります。 生計困難者に対しては納付相談を行い、減額制度の紹介を行い、保険料納付への理解を求めます。 文書による督促状、催告状の送付のほか、財産調査に基づく納付折衝や差押等の滞納処分を実施します。 | | | | |
| 指標名 | 介護保険料の徴収率 | | | |
| 現状値 | 99.08%（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 99.1% | 99.1% | 99.1% | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(7-11) 自動車運転免許取得助成事業及び自動車改造費助成事業の廃止

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|--|---------------------|---------------------|-------|
| 福祉部障害福祉課 | | 社会参加促進事業 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>障害者が自動車運転免許を取得する際の費用、障害者が就労等のために所有し運転する自動車のブレーキやアクセル等を改造する際の費用を助成する事業で、事業費の3/4を国（1/2）や県（1/4）から補助金交付を受け、実施してきました。</p> <p>平成28（2016）年度より国及び県の補助金が廃止となったため、それに併せて、事業の継続について見直す必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 平成29（2017）年度に助成上限額（現在10万円）の見直しを実施し、補助金廃止以前の市負担分であった2.5万円を上限とした上で、30年度より廃止します。 | | | | |
| 指標名 | 廃止に向けた進捗状況 | | | |
| 現状値 | 助成上限額について10万円から2.5万円に引き下げを実施（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 事業廃止 | - | - | |
| 行革効果額（円） | 400,000円 | 400,000円 | 400,000円 | |
| 3年間合計（円） | 1,200,000円 | | | |

※行革効果額は、事業廃止に伴う事業費の削減額としています。

(7-12) し尿処理手数料の徴収率の向上

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|----------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 環境部環境保全課 | | し尿収集業務・浄化槽清掃に関する事務 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| し尿処理手数料の近年の徴収率は、平成24(2012)年度97.9%、25(2013)年度97.9%、26(2014)年度93.2%、27(2015)年度97.9%、28(2016)年度98.2%という状況です。今後もし尿処理手数料の受益と負担の公平性や財源の確保を図るため、毎年の滞納額を抑制するとともに過年度滞納額の減少を図る必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 滞納者への催告書の発送や電話催告により、効率の良い滞納整理を行い、徴収率の向上に努めます。 | | | | |
| 指標名 | し尿処理手数料の徴収率 | | | |
| 現状値 | 98.2% (平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 98.2% | 98.3% | 98.3% | |
| 行革効果額(円) | 31,000円 | 31,000円 | 31,000円 | |
| 3年間合計(円) | 93,000円 | | | |

※行革効果額は、徴収率の向上に伴う3年間の増収額としています。

(7-13) ごみ通信ちがさきへの広告掲載

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|-------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 環境部資源循環課 | | ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 年2回(春号・秋号)発行しているごみ通信ちがさきの制作経費として、毎年約1,000,000円を支出しています。紙面に有料広告を掲載することで、制作経費に補填することができます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 年2回(春号・秋号)発行しているごみ通信ちがさきへの広告掲載募集をホームページでのお知らせや環境関連企業への情報提供を通じて行い、制作費に補填します。また、広告掲載を活用した、ごみ通信ちがさきの無償制作の手法の検討を進めます。 | | | | |
| 指標名 | 広告掲載料/年 | | | |
| 現状値 | 360,000円 (平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 360,000円 | 360,000円 | 360,000円 | |
| 行革効果額(円) | 360,000円 | 360,000円 | 360,000円 | |
| 3年間合計(円) | 1,080,000円 | | | |

※行革効果額は、広告掲載料としています。

(7-14) ごみと資源物の出し方ガイドにおける民間広告の掲載による財源確保

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 環境部環境事業センター | | 不適正排出者に対する啓発業務 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 毎年度発行している「ごみと資源物の出し方ガイド」制作経費については、全額市の負担であり、紙面に有料広告を掲載することで、制作経費の一部に充てることができます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 毎年度発行している「ごみと資源物の出し方ガイド」に、ホームページや環境関連企業への情報提供等を通じ、広告掲載の募集を行い掲載することによって、作成経費の一部に充てることとします。 | | | | |
| 指標名 | 広告掲載料/年 | | | |
| 現状値 | 800,000円（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 800,000円 | 800,000円 | 800,000円 | |
| 行革効果額（円） | 800,000円 | 800,000円 | 800,000円 | |
| 3年間合計（円） | 2,400,000円 | | | |

※行革効果額は、広告掲載料としています。

(7-15) ごみ収集車への民間広告の掲載による財源確保

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 環境部環境事業センター | | 収集車輛の整備・点検業務 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| ごみ収集車にかかる修繕経費は年々増加しており、ごみ収集車に有料広告を掲載することで、自主財源を確保し修繕経費等の一部に充てることができます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 関係企業への情報提供等を通じ、広告掲載の募集及び掲載拡充を行います。広告掲載料については車両の修繕経費等の一部に充てることとします。 | | | | |
| 指標名 | 広告掲載料/年 | | | |
| 現状値 | 2,196,000円（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 2,900,000円 | 3,000,000円 | 3,060,000円 | |
| 行革効果額（円） | 2,900,000円 | 3,000,000円 | 3,060,000円 | |
| 3年間合計（円） | 8,960,000円 | | | |

※行革効果額は、広告掲載料としています。

(7-16) ごみ焼却処理施設余熱利用による売電

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|---------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 環境部環境事業センター | ごみ焼却処理施設の運転管理維持業務 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| ごみ焼却処理にかかる経費は年々増加しており、余熱利用による売電収入を確保することで、自主財源を確保し運転管理経費等の一部に充てることができます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 売電については、一般競争入札により買取事業者を決定します。売電収入については、ごみ焼却処理施設の運転経費等の一部に充てることとします。 | | | | |
| 指標名 | 売電電力料/年 | | | |
| 現状値 | 52,543,000円（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 118,186,000円 | 120,442,000円 | 121,591,000円 | |
| 行革効果額（円） | 118,186,000円 | 120,442,000円 | 121,591,000円 | |
| 3年間合計（円） | 360,219,000円 | | | |

※行革効果額は、余熱利用により得られた売電収入額としています。

(7-17) コミュニティバス車体広告募集推進事業

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 都市部都市政策課 | コミュニティバス運行事業 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの運行に際し、多額の負担金を計上しています。 ・近年、広告募集競争は激化しており協賛の意味合いも強い当該事業が厳しい状況となっています。 ・「地域でバスを育てる」意識を醸成する役割を果たします。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 現在、募集枠の3割が空いている状況であるため、これを少しでも埋めるため、積極的に宣伝を図ります。また、新規募集枠の開発を図ります。 | | | | |
| 指標名 | 広告掲載料/年 | | | |
| 現状値 | 2,760,000円（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 3,120,000円 | 3,120,000円 | 3,120,000円 | |
| 行革効果額（円） | 3,120,000円 | 3,120,000円 | 3,120,000円 | |
| 3年間合計（円） | 9,360,000円 | | | |

※行革効果額は、広告掲載料としています。

(7-18) みどりの基本計画推進の財源確保手法の検討

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|--|---------------------|------------------|-------|
| 都市部景観みどり課 | みどりの基本計画推進事業 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 「茅ヶ崎市みどりの基本計画」に基づいて、みどり豊かなまちづくりを推進するためには、一層の財源の確保が必要になると考えられます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 「茅ヶ崎市みどりの基本計画」改定に併せて現況や課題の整理を行い、対応するために必要となる財源の検討を行います。検討を踏まえて、導入のための手続きや市民周知などを行います。 | | | | |
| 指標名 | 新たな手法の検討状況 | | | |
| 現状値 | 「茅ヶ崎市みどりの基本計画」改定（平成30（2018）年度予定）に併せた現況や課題の整理（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 現況や課題の整理 | 現況や課題の整理及び財源確保手法の検討 | 財源確保手法の決定及び事務手続き | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(7-19) 道水路等の境界復元の負担の選択制

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|-------------------|--------------|--------------|-------|
| 建設部建設総務課 | 道水路等の境界確定及び境界復元 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 道水路等の境界復元は全て市の負担により行っており、境界復元を完了するまでに約2か月の期間を要し、多額の費用を要していましたが、申請者が境界復元を直接実施することにより、申請から完結までの期間の短縮、事務の簡素化、費用縮減が図られます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 基準点を設置し座標で管理されている境界確定図に係る個所等の境界復元について、公費による負担が申請者による負担かを選択できることとします。 | | | | |
| 指標名 | 境界復元の申請者負担申請件数 | | | |
| 現状値 | 13件（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 10件 | 10件 | 10件 | |
| 行革効果額（円） | 1,000,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 | |
| 3年間合計（円） | 3,000,000円 | | | |

※行革効果額は、申請者が直接実施することによって削減できた事業費の額としています。

(7-20) 不用な道水路敷の有効活用及び売却

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|---------------------------|----------------------|---------------------|-------|
| 建設部建設総務課 | | 道路の寄附、道水路交換、付替え及び払下げ | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 不用な道水路敷については、土地利用や地域住民の利便性を図るとともに、適正管理及び有効利用を図るため積極的に払下げ等を行っていく必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 不用な道水路敷や土手敷について、隣接地権者への交換、付替え、払下げ等の折衝を行い、道路用地確保などの有効活用を図るとともに売却を推め、自主財源の確保を図ります。 | | | | |
| 指標名 | 不用な道水路の有効活用及び売却 | | | |
| 現状値 | 42,715,000円（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 20,000,000円 | 20,000,000円 | 20,000,000円 | |
| 行革効果額（円） | 20,000,000円 | 20,000,000円 | 20,000,000円 | |
| 3年間合計（円） | 60,000,000円 | | | |

※行革効果額は、売却に伴う収入額としています。

(7-21) 各種道路施設・道路空間を有効活用しての広告事業

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 建設部道路管理課 | | 駅周辺道路施設等更新事業 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 老朽化するエレベーター・エスカレーターほか各所道路施設、管理する道路面積の増加などで、維持管理費の予算全体の中で占める割合も高くなっています。このような中で、各種道路施設・道路空間を広告掲出によって有効活用し、道路の維持管理費用等に充てるための新たな財源を確保する必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 現在既に実施している先進自治体の事例の調査・研究を行い、事業導入に向け課題整理をし、エレベーターリニューアル実施予定である平成32（2020）年度を目途に可能なものから順次実施していきます。 | | | | |
| 指標名 | 広告事業を実施するエレベーターの箇所数 | | | |
| 現状値 | 0基（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | - | - | 2基 | |
| 行革効果額（円） | - | - | 60,000円 | |
| 3年間合計（円） | 60,000円 | | | |

※行革効果額は、広告掲載料としています。

(7-22) ちがさき公園マップへの民間広告掲載による財源確保

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|-----------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 建設部公園緑地課 | | 公園緑地等管理運営事業 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 毎年改訂している「ちがさき公園マップ」の一部スペースを活用し、自主財源を確保します。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| ちがさき公園マップの一部スペースを活用して広告掲載を募集し、掲載料を徴収します。 | | | | |
| 指標名 | 広告掲載料/年 | | | |
| 現状値 | 40,000円（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 40,000円 | 40,000円 | 40,000円 | |
| 行革効果額（円） | 40,000円 | 40,000円 | 40,000円 | |
| 3年間合計（円） | 120,000円 | | | |

※行革効果額は、広告掲載料としています。

(7-23) 市営住宅使用料の徴収率の向上

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|-----------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 建設部建築課 | | 家賃の賦課・徴収 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 市営住宅使用料の徴収率は、平成26（2014）年度99.87%、27（2015）年度99.97%、28（2016）年度100.00%で推移しています。市営住宅使用料の受益と負担の公平性や財源の確保を図るため、毎年の滞納額を抑制するとともに過年度滞納額の減少を図る必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 催告書の通知を行い、早期に滞納者の解決を図ると共に、戸別訪問や納付相談等のきめ細かい対応・折衝により、住宅使用料の確実な徴収と滞納の抑制に努めます。 | | | | |
| 指標名 | 市営住宅使用料の徴収率 | | | |
| 現状値 | 100.00%（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 100.00% | 100.00% | 100.00% | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(7-24) 公共下水道の未接続世帯に対する水洗化の促進

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 下水道河川部下水道河川総務課 | | 水洗化の普及及び促進に関する事務 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 公共下水道の供用区域において浄化槽から公共下水道への接続を促すことにより、下水道使用料収入の増収による公共下水道事業の健全化を図れるとともに、水質改善など環境面での貢献も見込まれます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 水洗化奨励金対象世帯（供用開始から3年間）への促進活動に加え、シルバー人材センターへの委託により年間約2,300世帯への戸別訪問による促進活動を実施します。 | | | | |
| 指標名 | 新たな下水道接続世帯数 | | | |
| 現状値 | 122件（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 122件 | 122件 | 122件 | |
| 行革効果額（円） | 2,318,000円 | 2,318,000円 | 2,318,000円 | |
| 3年間合計（円） | 6,954,000円 | | | |

※行革効果額は、公共下水道接続に伴う3年間の使用料としています。

(7-25) 中小企業特許取得支援事業の見直し

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|----------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 経済部産業振興課 | | 中小企業特許取得支援事業 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 特許を取得した中小企業等への補助制度について、ここ数年では本制度を活用する企業（年間3社程度）が固定化しており、その効果や継続の必要性について見直しを要する状況です。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 本制度を活用した企業へヒアリングや他自治体での事例調査を行うとともに、関係機関との意見交換を実施します。 その上で、本制度の効果の検証及び継続の必要性について判断します。 | | | | |
| 指標名 | 見直しに向けた進捗状況 | | | |
| 現状値 | 方向性の検討（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 関係機関協議 | 要綱改正 | - | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(7-26) 特定退職金共済掛金支援事業の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|----------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 経済部産業振興課 | 特定退職金共済掛金支援事業 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>当事業の目的は、市内事業所の人材及び定着性の確保ですが、近年、率が減少傾向にあります。退職共済掛金制度全体を含めて検討した中で市内事業所の状況に合わせた制度とすべく取り組む必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>平成27(2015)年度から29(2017)年度の検討の中で示した方向性に基づき、関係機関と協議を行いながら具体案を作成し、要綱改正を行います。</p> | | | | |
| 指標名 | 見直しに向けた進捗状況 | | | |
| 現状値 | 方向性の検討(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 関係機関協議 | 要綱改正 | - | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(7-27) 大岡越前浄見寺地元まつり広報特集号作成に係る自主財源の確保

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 経済部産業振興課 | 大岡越前祭行事支援事業 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>大岡越前祭協賛行事の1つとして開催している「浄見寺地元まつり」開催にあたり、催事内容の充実及び継続した開催に向けて、財源の確保を図る必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>自主財源確保の取り組みとして、広報ちがさき特集号において、公募により、広告掲載者(2枠:50,000円)の募集を行います。</p> | | | | |
| 指標名 | 広告掲載料/年 | | | |
| 現状値 | 100,000円(平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 100,000円 | 100,000円 | 100,000円 | |
| 行革効果額(円) | 100,000円 | 100,000円 | 100,000円 | |
| 3年間合計(円) | 300,000円 | | | |

※行革効果額は、広告掲載料としています。

(7-28) 住宅資金利子補給・教育資金利子補給の補助金額（補助率）の見直し

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|------------------|--------------|--------------|-------|
| 経済部雇用労働課 | | 勤労者福祉事業 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 将来にわたって、市民にサービスを継続的に実施していくために、社会情勢に応じた補助金額（補助率）に見直す必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 金利情勢に応じた補助金額（補助率）を検討し、要綱を改正します。 | | | | |
| 指標名 | 事業費用（予算）の削減額 | | | |
| 現状値 | 0円（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 0円 | 1,500,000円 | 0円 | |
| 行革効果額（円） | 0円 | 1,500,000円 | 1,500,000円 | |
| 3年間合計（円） | 3,000,000円 | | | |

※行革効果額は、補助金額（補助率）の見直しによる削減額としています。

(7-29) 労働祭行事費補助金の見直し

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|-------------------------|--------------|--------------|-------|
| 経済部雇用労働課 | | 労働行政推進 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 労働祭行事費補助金については、地域勤労者の労働条件や生活の向上を地域に密着した労働運動の成果として市民と共に確認し、健全な労働運動の展開と地域経済の発展に寄与することを目的としています。 近隣他市においては過去に補助金額を減額している背景もあることから、C3 成長加速化方針の趣旨を踏まえ見直しに取り組む必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 近隣他市と比較をし、適正な補助金額を検討のうえ、見直しを行います。 | | | | |
| 指標名 | 補助金見直しの進捗状況 | | | |
| 現状値 | 見直しの検討・調整（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 減額した補助金の支出 | — | — | |
| 行革効果額（円） | 127,000円 | 127,000円 | 127,000円 | |
| 3年間合計（円） | 381,000円 | | | |

※行革効果額は、補助金額の見直しによる削減額としています。

(7-30) 民間広告の掲載による財源確保

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 企画部秘書広報課 | | 広報ちがさき等発行事業 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 民間広告を活用し、広告収入を得ることで新たな自主財源の確保を図ることができます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき、広告を掲載します。 | | | | |
| 指標名 | 広告掲載料/年 | | | |
| 現状値 | 7,262,500円（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 7,500,000円 | 7,500,000円 | 7,500,000円 | |
| 行革効果額（円） | 7,500,000円 | 7,500,000円 | 7,500,000円 | |
| 3年間合計（円） | 22,500,000円 | | | |

※行革効果額は、広告掲載料としています。

(7-31) ホームページ広告収入事業

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 企画部秘書広報課 | | 市ホームページ等管理運営事業 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 民間広告を活用し、広告収入を得ることで新たな自主財源の確保を図ることができます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき、広告を掲載します。 | | | | |
| 指標名 | 広告掲載料/年 | | | |
| 現状値 | 2,020,000円（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 2,400,000円 | 2,400,000円 | 2,400,000円 | |
| 行革効果額（円） | 2,400,000円 | 2,400,000円 | 2,400,000円 | |
| 3年間合計（円） | 7,200,000円 | | | |

※行革効果額は、広告掲載料としています。

(7-32) デジタルサイネージ広告収入事業

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|--------------------------|--------------|--------------|-------|
| 企画部秘書広報課 | デジタルサイネージ運用事業 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 民間広告を活用し、広告収入を得ることで新たな自主財源の確保を図ることができます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき、広告を掲載します。 | | | | |
| 指標名 | 広告掲載料/年 | | | |
| 現状値 | 1,555,200円（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 1,522,800円 | 1,536,900円 | 1,551,000円 | |
| 行革効果額（円） | 1,522,800円 | 1,536,900円 | 1,551,000円 | |
| 3年間合計（円） | 4,610,700円 | | | |

※行革効果額は、広告掲載料としています。

(7-33) 「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」に基づく持続可能な体制に向けた各種制度の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|--|--------------|--------------|-------|
| 企画部行政改革推進室 | 経営改善方針の策定及び進行管理 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 本市では平成29（2017）年2月に「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」を策定し、いかなる状況下においても安定して成長し続けるため、従来の事務事業及びその進め方を変革し、成長のための原資の創出を加速化させることとしています。 中でも将来的に大幅な増加が見込まれる扶助費や、制度発足から長い期間が経過しているような補助金等については、その必要性を明らかにするとともに、効果的でないものは見直しを図ることが必要です。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 本市における扶助費や補助金等に関連する事業及びそのスキーム等について、主管課へのヒアリング及び協議を実施します。 その中で公的関与の必要性を明らかにしつつ、見直しが可能な案件については継続して協議を進め、適切な時期を捉えて、検討した見直し内容を事業に反映します。 | | | | |
| 指標名 | 見直しとした案件数 | | | |
| 現状値 | 21件（平成30（2018）年度より見直し内容を反映する案件数） （平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 6件 | 6件 | 6件 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(7-34) ネーミングライツの導入の推進

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|------------------------------------|--------------------|--------------|-------|
| 企画部行政改革推進室 | | ネーミングライツ等新たな財源確保事務 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>自主財源の減少に対応した、新たな財源確保による収入増が必要です。 財源確保の事務としては、これまで通り有料広告による財源確保についても進める必要がありますが、特に、これまで検討を進めてきたネーミングライツの導入に伴うガイドラインが平成28(2016)年度中に策定され、ネーミングライツについても推進していく必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 各課に対し、ネーミングライツの導入の検討を促し、新規導入を目指します。 | | | | |
| 指標名 | ネーミングライツの導入の検討状況 | | | |
| 現状値 | 「ネーミングライツ導入ガイドライン」策定(平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 新規導入の検討及び実施 | 新規導入の検討及び実施 | 新規導入の検討及び実施 | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(7-35) 市民活動推進基金の拡充

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|--|--------------|--------------|-------|
| 総務部市民自治推進課 | | 市民活動推進補助事業 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>市民活動推進補助事業を継続的に実施していくためには、原資である市民活動推進基金の増額を図り、拡充を図る必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>市民活動推進基金について、周知活動を継続的に行うとともに、寄附型自動販売機の設置やふるさと納税制度と連携しながら、市民の認知度向上を図り、寄附の促進に努めます。また、市民活動推進基金の財源充実に向け、新たな方策を検討し、実施します。</p> | | | | |
| 指標名 | 市民活動推進基金の財源となる新たな方策の検討及び実施状況 | | | |
| 現状値 | 財源確保を目的とした取組みの数：3 (寄附型自販機：2 古本イベント：1)(平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 5 | 6 | 7 | |
| 行革効果額(円) | 142,000円 | 142,000円 | 142,000円 | |
| 3年間合計(円) | 426,000円 | | | |

※行革効果額は、寄附型自動販売機等による寄付額としています。

(7-36) 給与等支給明細書への広告掲載による財源確保

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|------------------------|------------------------|--------------|-------|
| 総務部職員課 | | 職員給与の支給及び各種引去金及び年末調整事務 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 市民に最良なサービスを継続的に実施していくため、積極的な財源確保に努めます。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 職員に対し、給与等支給明細書を年14回配布しており、経費削減の観点から、広告を掲載し、用紙作成経費の一部を広告掲載料で賄います。 | | | | |
| 指標名 | 広告掲載料/年 | | | |
| 現状値 | 184,800円(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 252,000円 | 252,000円 | 252,000円 | |
| 行革効果額(円) | 252,000円 | 252,000円 | 252,000円 | |
| 3年間合計(円) | 756,000円 | | | |

※行革効果額は、広告掲載料としています。

(7-37) ふるさと納税の推進

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|---------------------------|--------------|--------------|-------|
| 財務部財政課 | | 寄附の採納事務 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| ふるさと納税は、財源確保と地域経済の活性化の両者による相乗効果の期待できる制度であり、推進すべき事業です。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 戦略的に寄附勧奨すべきものを絞り込んだ上で、事務負担は増やさずに寄附総額を増やせるよう、返礼品の選定を行います。 | | | | |
| 指標名 | ふるさと納税による寄附額 | | | |
| 現状値 | 21,841,000円(平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 35,000,000円 | 35,000,000円 | 35,000,000円 | |
| 行革効果額(円) | 17,843,000円 | 17,843,000円 | 17,843,000円 | |
| 3年間合計(円) | 53,529,000円 | | | |

※行革効果額は、ふるさと納税による寄附額からふるさと納税にかかる経費を控除した額としています。

(7-38) 納税推進センター事業の拡充による全庁的な徴収率向上への取組

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|--|--------------|--------------|-------|
| 財務部収納課 | 納税推進センター事業 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>本事業は税及び税外債権の滞納整理の手法について関係課で研修や情報交換を行っています。効果的な催告や滞納処分など徴収の支援を実施し、全庁を挙げて滞納額の減少に取り組んでいます。安定した行政サービスの提供とその財政基盤の確立のため、引き続き全庁的な徴収対策の取り組みが必要になります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>平成21(2009)年度より実施している納税推進センター業務について、現在は市税の新規滞納者に対し主に電話による自主的な納付の呼びかけを実施し、現年度の徴収率が向上するなど一定の成果を上げています。今後も引き続き実施するとともに、対象科目に市税以外の市が抱える債権を加えるための調査・研究を実施していきます。</p> | | | | |
| 指標名 | 納税推進センター事業の拡充 | | | |
| 現状値 | 国民健康保険料の納付勧奨及び資格勧奨の施行を実施(平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 対象科目：市税と他債権 | 対象科目：市税と他債権 | 対象科目：市税と他債権 | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(7-39) 債権管理各課の徴収率向上に向けた取組

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|---------------------|--------------|--------------|-------|
| 財務部収納課 | 全庁的な徴収率向上への取組 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>安定した行政サービスを継続的に提供していくためには、財政基盤の確立、歳入の確保が必要となります。収納課では積極的な滞納整理により市税滞納額を縮減してきましたが、税だけでなく料も同じ市の債権であることを認識し、庁内の連携及び情報共有等を通じた総合的かつ適正な債権の管理方法の見直しを図る必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>23(2011)年度、24(2012)年度に実施した市税と国民健康保険料との徴収一元化の試行を検証したなかで、組織体制の見直しによらない効率的な徴収率の向上の方策として、滞納スキル向上のための債権管理各課職員合同の滞納整理事務研修会を開催し、個別案件について情報共有と滞納解消を検討する庁内連携の債権管理会議を開催します。</p> | | | | |
| 指標名 | 債権管理会議と滞納整理事務研修会の開催 | | | |
| 現状値 | 4回(平成28(2016)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 4回 | 4回 | 4回 | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

(7-40) 活用予定のない市有地の売却・貸付・交換

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|--------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 財務部用地管財課 | | 市有財産管理・処分事務 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 厳しい財政状況の中、自主財源の確保を図るため、保有財産の有効活用を図る必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 自主財源の確保を図るため、民有地内の道水路敷を除く、活用予定のない市有地の売却、貸付及び交換を進めます。 | | | | |
| 指標名 | 売払及び貸付収入 | | | |
| 現状値 | 1,493,000円（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 1,448,000円 | 1,485,000円 | 1,485,000円 | |
| 行革効果額（円） | 1,448,000円 | 1,485,000円 | 1,485,000円 | |
| 3年間合計（円） | 4,418,000円 | | | |

※行革効果額は、売払及び貸付収入額としています。

(7-41) 一般競争入札による自動販売機設置

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|-----------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 財務部用地管財課 | | 普通財産及び行政財産の貸付に関する事務 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 厳しい財政状況の中、自主財源の確保を図るため、保有財産の有効活用を図る必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 一般競争入札を用い、市庁舎敷地に自動販売機設置用途での貸付を実施します。 | | | | |
| 指標名 | 貸付収入額 | | | |
| 現状値 | 0円（未実施）（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 5,947,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 | |
| 行革効果額（円） | 5,947,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 | |
| 3年間合計（円） | 7,947,000円 | | | |

※行革効果額は、自動販売機に関する貸付収入額としています。

(7-42) 車両広告事業

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|---|---------------------|---------------------|-------|
| 財務部用地管財課 | | 車両管理業務 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき、庁用公用車に広告を掲載し、自主財源の確保を図ります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 庁用公用車である軽自動車及びマイクロバスに広告を掲載します。 | | | | |
| 指標名 | 車両広告台数 | | | |
| 現状値 | マイクロバス1台＋軽自動車20台＝計21台 合計車両広告掲載料 457,000円（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 23台 | 21台 | 21台 | |
| 行革効果額（円） | 517,000円 | 457,000円 | 457,000円 | |
| 3年間合計（円） | 1,431,000円 | | | |

※行革効果額は、広告掲載料としています。

(8) 公共施設の適正管理・受益者負担の適正化

社会経済情勢の変化に伴い、公共施設に対する市民ニーズが変化している中で、時代に合った公共施設のあり方を考えます。

また、減額免除の見直しについて公の施設ごとに検討を進めるとともに、提供するサービスの内容や経費の内訳等を精査した上で、適切な受益と負担に基づく使用料等を確立します。

(8-1) 保育料の徴収率の維持・向上

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | 新規・継続 | |
|--|-----------------------|--------------|--------------|
| こども育成部保育課 | 保育料収納事務事業 | 継続 | |
| 取組む必要性 | | | |
| <p>保育料の徴収率は、平成25(2013)年度98.42%、26(2014)年度98.97%、27(2015)年度99.07%と着実に徴収率を上げながら推移しています。</p> <p>しかしながら、保育ニーズの高まりに伴い増加している待機児童の解消のため、引き続き児童の受入れ枠の拡大を図っていく必要があり、入所児童数の増加が見込まれます。このことに伴い、保育料を納めていただく対象者が増えていくこととなることから、保育料の確実な徴収のための取り組みを強化し、徴収率の維持・向上を図っていく必要があります。</p> | | | |
| 実施内容 | | | |
| <p>文書等による督促など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を行い徴収率の維持・向上を図るとともに、民間保育園への収納事務の委託や悪質な滞納者への差押えを引き続き実施することで保育料の受益と負担の公平性や財源の確保を図ります。</p> | | | |
| 指標名 | 徴収率 | | |
| 現状値 | 99.07% (平成27(2015)年度) | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 |
| 目標 | 99% | 99% | 99% |
| 行革効果額(円) | - | - | - |
| 3年間合計(円) | - | | |

(8-2) 青少年会館のあり方の検討

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|----------------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 教育推進部青少年課 | その他会館運営に関する進行管理（青少年会館） | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>青少年会館は、直営の施設として開設されましたが、公民館や地域集会施設等が開設され、青少年会館の役割である青少年の居場所や多様な体験活動の場が増えていることや、海岸青少年会館が再整備されることに伴い青少年会館が1館となること等の変化を受け、青少年の現代的課題への対応など新たな時代に即応した事業や体験活動のあり方等を検討する必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の現代的課題を整理し、あるべき姿について検討します。 ・近隣市町の管理運営方法等の調査結果を分析します。 | | | | |
| 指標名 | 青少年会館のあり方に関する進捗状況 | | | |
| 現状値 | 県内自治体青少年施設の状況調査の実施（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 青少年会館のあり方について決定 | 導き出されたあり方に基づく進行管理 | 導き出されたあり方に基づく進行管理 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(8-3) 市民文化会館の減額免除の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 文化生涯学習部文化生涯学習課 | 市民文化会館の指定管理に関する事業 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>施設を利用していない人も含めた市民全体の多額の税金により、サービスの提供及び維持管理などが賄われている現状について、税負担をしながらも施設を利用しない市民が少なからず不公平感を抱いている中で、施設利用というサービスの受益を受けている人と受けていない人との負担の公平性を確保することが求められています。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 例規等を改正し、平成30（2018）年10月より段階的な見直しを実施し、最終的に減免措置は廃止します。 | | | | |
| 指標名 | 減額免除の段階的な見直し | | | |
| 現状値 | 庁内検討（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 減免制度の一部廃止 | 例規改正に向けた調整 | 減免割合の一部見直し | |
| 行革効果額（円） | 3,104,000円 | 6,208,000円 | 8,424,000円 | |
| 3年間合計（円） | 17,736,000円 | | | |

※行革効果額は、減額免除の見直しによる収入額としています。

(8-4) 体育施設等の減額免除の見直し(柳島スポーツ公園)

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|--------------------|----------------|----------------|-------|
| 文化生涯学習部スポーツ推進課 | 柳島スポーツ公園維持管理・運営事業 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 施設を利用していない人も含めた市民全体の多額の税金により、サービスの提供及び維持管理などが賄われている現状について、税負担をしながらも施設を利用しない市民が少なからず不公平感を抱いている中で、施設利用というサービスの受益を受けている人と受けていない人との負担の公平性を確保することが求められています。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 例規等を改正し、平成30(2018)年4月より段階的な見直しを実施します。なお、対象団体の負担軽減のため激変緩和措置期間を設けますが、最終的には体育施設等における減免措置は廃止します。 | | | | |
| 指標名 | 減額免除の段階的な見直し | | | |
| 現状値 | 庁内検討(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | サービス購入費の見直し | 例規改正に向けた調整(中間) | 例規改正に向けた調整(最終) | |
| 行革効果額(円) | 560,000円 | 560,000円 | 1,150,000円 | |
| 3年間合計(円) | 2,270,000円 | | | |

※行革効果額は、減額免除の見直しによる収入額としています。

(8-5) 体育施設等の減額免除の見直し(体育施設)

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|--------------------|----------------|----------------|-------|
| 文化生涯学習部スポーツ推進課 | 体育施設の管理・運営 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 施設を利用していない人も含めた市民全体の多額の税金により、サービスの提供及び維持管理などが賄われている現状について、税負担をしながらも施設を利用しない市民が少なからず不公平感を抱いている中で、施設利用というサービスの受益を受けている人と受けていない人との負担の公平性を確保することが求められています。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 例規等を改正し、平成30(2018)年4月より段階的な見直しを実施します。なお、対象団体の負担軽減のため激変緩和措置期間を設けますが、最終的には体育施設等における減免措置は廃止します。 | | | | |
| 指標名 | 減額免除の段階的な見直し | | | |
| 現状値 | 庁内検討(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 指定管理料の見直し | 例規改正に向けた調整(中間) | 例規改正に向けた調整(最終) | |
| 行革効果額(円) | 1,880,000円 | 1,880,000円 | 5,320,000円 | |
| 3年間合計(円) | 9,080,000円 | | | |

※行革効果額は、減額免除の見直しによる収入額としています。

(8-6) 肝炎ウイルス検診における単独検査自己負担金等の見直し

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|----------------------------------|--------------|--------------|-------|
| 保健所健康増進課 | 肝炎ウイルス検診事業 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 健康増進法に位置づけられている健康増進事業における各種検診等の自己負担金は、医療費3割負担の考え方に合わせ、委託料単価の30%前後を目標に平成28(2016)年度より順次見直しを実施しています。今後も、受診率向上が求められる事業の安定した財源確保のために、自己負担金等の見直しを検討していく必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 肝炎ウイルス検診単独実施の自己負担金を1,200円から委託料単価の26%である2,000円に見直しをするとともに、健診同時実施の自己負担金は、1,200円に据え置きます。 自己負担金に差を設けることによって、自己負担金の安価な健診同時実施の受診者数を増やし、受診者の身体的・経済的負担を軽減するとともに、委託料を削減する効果があります。 | | | | |
| 指標名 | 健診同時実施の受診者数 | | | |
| 現状値 | 庁内検討及び茅ヶ崎市医師会等との調整(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 肝炎ウイルス単独実施における自己負担金の見直し | 委託料等見直しの検討 | 委託料等見直しの検討 | |
| 行革効果額(円) | 38,400円 | 38,400円 | 38,400円 | |
| 3年間合計(円) | 115,200円 | | | |

※行革効果額は、28(2016)年度実績に基づく自己負担金の見直しによる収入額としています。

(8-7) 生活保護受給世帯等へのし尿及び浄化槽の汚泥に関する処理手数料の免除制度の廃止

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|--------------------|--------------|--------------|-------|
| 環境部環境保全課 | し尿収集業務・浄化槽清掃に関する事務 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 生活保護法に基づき支給されている生活扶助費に、し尿及び浄化槽の汚泥に関する処理手数料が含まれていることから、当該免除制度を受けていない者との間において不公平が生じていると考えられるため、使用者の負担の公平性を図る観点から、生活保護受給世帯等への当該処理手数料の免除制度を見直す必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則を一部改正し、し尿及び浄化槽の汚泥に関する処理手数料の免除制度の規定を廃止します。 | | | | |
| 指標名 | 免除制度廃止の進捗状況 | | | |
| 現状値 | 規則改正(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 免除制度の廃止 | - | - | |
| 行革効果額(円) | 134,310円 | 134,310円 | 134,310円 | |
| 3年間合計(円) | 402,930円 | | | |

※行革効果額は、免除制度廃止に伴う収入額としています。

(8-8) ごみ処理に係る受益者負担のあり方の見直し

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|---|-----------------------------------|----------------|----------------|-------|
| 環境部資源循環課 | | 家庭ごみ有料化導入の検討業務 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理に係る費用負担の不公平感の是正 将来的に安定したごみ処理を継続するための経費の増加 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理に係る受益者負担の考え方を整理します。 ごみ処理有料化に関する検討を行います。 戸別収集等ごみ処理有料化と合わせて検討すべき施策についての検討を行います。 | | | | |
| 指標名 | 受益者負担の考え方の策定 | | | |
| 現状値 | ごみ処理有料化にかかる調査・研究の実施（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 市民との意見交換の実施 | 受益者負担の考え方の策定 | 受益者負担の考え方の市民周知 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(8-9) 大型ごみ収集手数料の見直し

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|---------------------|--------------|--------------|-------|
| 環境部資源循環課 | | 大型ごみ証紙に関する業務 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>平成25（2013）年3月の経営改善方針において、今後の改定の必要性について調査検討すると定めていたところですが、28（2016）年度の茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会において、26（2014）年度に大型ごみ収集の委託の導入により経費が大幅に削減されていることを受け、手数料を据え置くこととなりました。一方、「処理原価を算定し適切な時期に改めて手数料改定を検討すること」との付帯意見が出されたことから、引き続き改定について調査、検討する必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>平成20（2008）年度に改定した大型ごみ収集手数料について、処理件数や処理原価等の経費を考慮し、審議会の意見を踏まえながら適正な料金確保を行います。</p> | | | | |
| 指標名 | 大型ごみ収集手数料の見直しスケジュール | | | |
| 現状値 | 調査、検討（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 調査、検討 | 調査、検討 | 調査、検討 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(8-10) 生活保護受給世帯等への下水道使用料免除制度の廃止

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|--|---------------------|---------------------|-------|
| 下水道河川部下水道河川総務課 | 下水道使用料の賦課徴収事務 | | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 生活保護法に基づき支給されている生活扶助費に下水道使用料（光熱水費相当額）が含まれていることから、当該免除制度を受けていない者との間において不公平が生じていると考えられるため、使用者の負担の公平性を確保するため、生活保護受給世帯等への下水道使用料の免除制度を見直す必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 茅ヶ崎市下水道条例を一部改正し、下水道使用料の免除制度の規定を廃止します。 | | | | |
| 指標名 | 免除制度廃止の進捗状況 | | | |
| 現状値 | 改正内容等に関する審議会への諮問・答申及び市議会定例会への改正条例の提案（平成29（2017）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 免除制度の廃止 | - | - | |
| 行革効果額（円） | 11,744,253円 | 14,093,104円 | 14,093,104円 | |
| 3年間合計（円） | 39,930,461円 | | | |

※行革効果額は、免除制度廃止に伴う収入額としています。

(8-11) 受益者負担の適正化事務

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 企画部行政改革推進室 | 受益者負担の適正化事務 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| 社会情勢の変化や多様な主体の社会参加の場の拡大など、公の施設を取り巻く環境が大きく変化する中で、耐震年数の超過や老朽化によって増加する更新費用への対応が求められていることから、使用料等のあり方を見直す必要があり、また、施設利用というサービスを受けている方と受けていない方との負担の公平性を確保することが求められていることから、使用料等の透明化を図るとともにそのあり方を見直す必要があります。 | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| 平成25（2013）年12月に公表した「『公の施設の運営及び使用料等の見直し基準』の策定に向けた方針」に基づき、「（仮称）使用料等の見直し基準」の作成の検討を進めていきます。 | | | | |
| 指標名 | 事業の検討進捗状況 | | | |
| 現状値 | 庁内検討（平成28（2016）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | 調査・研究 | 案文の作成 | 方向性の決定 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(8-12) 使用料等の減額免除の見直し

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|-------------------------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 企画部行政改革推進室 | | 受益者負担の適正化事務 | | 新規 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>公の施設の使用料等（使用料と利用料金）の減額や免除は、政策的な配慮に基づき実施するもの（受益者負担の原則の例外）であることから、受益と負担の公平性の観点から、真にやむ得ないものに限定する必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>「使用料等の減額免除の見直しについて」（平成29（2017）年策定）に基づき、公の施設に統一的な減額免除基準を設け、既存の減額免除制度の見直しの検討を進めていきます。</p> | | | | |
| 指標名 | 事業の検討進捗状況 | | | |
| 現状値 | 「使用料等の減額免除の見直しについて」策定（平成28（2016）年度） | | | |
| 年 度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目 標 | 減額免除制度の見直しの検討 | 減額免除制度の見直しの検討 | 減額免除制度の見直しの検討 | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(8-13) 「公共施設整備・再編計画（改訂版）」に基づいた公共施設の適正な整備

| 担当部課名 | | 第4次実施計画事業名 | | 新規・継続 |
|--|---|---|---|-------|
| 企画部施設再編整備課 | | 公共施設整備・再編計画推進事業 | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>市民の貴重な財産である公共施設を安全・安心に利用していただくとともに資産として利活用するため「公共施設整備・再編計画（改訂版）」に基づき、耐震性や施設の老朽化に課題のある施設の再整備や未利用の公有地の有効活用が求められています。</p> <p>そのため、施設そのもののニーズや財政状況等を十分に考慮し、必要性も含めた検証を行い、各施設ごとの適正な維持保全、再整備、活用手法等を計画に位置づけ、確実に本事業を推進することが必要です。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>耐震性の低い公共施設の再整備を図るとともに、未利用公有地等の有効的な利活用を推進します。さらに、施設ごとの再整備方針とあわせて、現行の機能のまま継続する施設以外のものについては、施設の複合化や統合等を検討し、公共施設の効率的な活用を図ります。</p> | | | | |
| 指標名 | 事業の進捗状況 | | | |
| 現状値 | 市体育館、殿山水泳プール、中海岸プール（平成20（2008）年度）、屋内温水プール（21（2009）年度）、浜須賀水泳プール（25（2013）年度）、市役所本庁舎、消防本部（27（2015）年度） | | | |
| 年度 | 平成30（2018）年度 | 平成31（2019）年度 | 平成32（2020）年度 | |
| 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉会館解体工事 ・(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設整備工事 ・小出支所耐震改修等 ・茅ヶ崎市民文化会館耐震補強及び改修工事 ・市営小和田住宅建設工事ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉会館解体工事 ・市営小和田住宅建設工事ほか | <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館建設工事 ・小和田公民館実施設計 ・市営小和田住宅建設工事ほか | |
| 行革効果額（円） | - | - | - | |
| 3年間合計（円） | - | | | |

(8-14) 「公共施設長寿命化指針」に基づいた施設の適切な維持管理の推進

| 担当部課名 | 第4次実施計画事業名 | | | 新規・継続 |
|--|--|---------------------------|---------------------------|-------|
| 企画部施設再編整備課 | 公共建築物中長期保全計画推進事業 | | | 継続 |
| 取組む必要性 | | | | |
| <p>老朽化の進む既存施設に対して、「公共施設長寿命化指針」に基づいた建物の維持管理を実施しながら、各公共施設に対する市民ニーズや財政状況等を十分考慮したうえで、施設の長寿命化を計画的に図る必要があります。</p> | | | | |
| 実施内容 | | | | |
| <p>「公共施設長寿命化指針」に基づいた「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」を平成22(2010)年7月に策定し、この計画に基づき公共施設の適切な維持管理を行います。これにより、公共施設の安全性の維持、施設改修時の費用の平準化が可能となり、突発的な財政負担の軽減が図られます。</p> | | | | |
| 指標名 | 事業の進捗状況 | | | |
| 現状値 | 7施設(老人憩の家「萩園いこいの里」、小和田保育園、ふれあい活動ホームあかしあ、消防署鶴嶺出張所、松浪小学校、香川小学校、鶴が台中学校)(平成29(2017)年度) | | | |
| 年度 | 平成30(2018)年度 | 平成31(2019)年度 | 平成32(2020)年度 | |
| 目標 | 対象施設93施設の中から 予防保全工事を実施 | 対象施設93施設の中から 予防保全工事を実施 | 対象施設93施設の中から 予防保全工事を実施 | |
| 行革効果額(円) | - | - | - | |
| 3年間合計(円) | - | | | |

**時代に即した
行政経営の基本方針 2017
(C3 成長加速化方針)**

平成 29 (2017) 年 2 月

茅ヶ崎市

総務部 企画部 財務部

1. これからの行政経営の基本姿勢

わが国の経済情勢は、景気に改善の遅れが一部見られますが、緩やかな回復基調が続いており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。

一方で本市の歳入は、市税収入の減少に加え、国等からの交付金の減も想定されており、将来的にも歳入の大きな伸びは期待できません。歳出に目を向けると、扶助費等の社会保障関連経費について大幅な増加が見込まれており、これまで以上に厳しい行政経営が求められています。

このようなひっ迫した財政状況下においても、本市は地域の経営主体として、責任ある行政経営を行うため、職員一人ひとりがこれまで以上に危機感を持ち、人件費や扶助費などの義務的経費を含めた全ての歳出を徹底的に見直すことが求められます。

すなわち、これまで行ってきた取組みについても、目まぐるしく変わる国の動向や制度、人々の価値観・生活様式の多様化、高度情報化の進展など、加速度的に変化する“時代の潮流”を敏感かつ的確に捉え、旧態依然とした事業や効率的・効果的ではない事務の進め方については、積極的に変革していくという姿勢が必要です。

また、本市では、都市として高度な付加価値を加え、多様化・複雑化している住民ニーズに対応しつつ、より質の高い行政サービスを提供するとともに、将来に渡って持続可能な都市として安定的に成長し続けるため、戦略的に中核市への移行を目指しています。

これら本市を取り巻く状況を鑑みれば、過度な行政サービスとなっているものについて姿勢を改める時期は既に到来しており、すぐにでも取り掛からなければならないタイミングであることは明白です。ヒト・モノ・カネといった限られた資源を有効に活用し、低コストでありながらも高品質な行政サービスが提供できるよう、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

茅ヶ崎市総合計画基本構想において、市政の基軸として掲げられている「新しい公共の形成」、「行政経営の展開」を今一度強く意識し、地方自治の本旨である「最少の経費で最大の効果を挙げる」ために、各部局が施策の展開を主体的に図っていかなくてはなりません。

「時代に即した行政経営の基本方針 2017 (C3 成長加速化方針)」は、いかなる状況下においても安定して成長し続けるため、従来の事務事業及びその進め方を変革し、成長のための原資の創出を加速化させるために策定するものです。

本方針の名称に含まれている「C3(シースリー)」とは「Chigasaki Can Change (茅ヶ崎は変わることができる)」の頭文字を取っています。第4次実施計画、そして次期基本構想の策定を控えた今こそ、全庁を挙げて変革に取り組むべき時です。

2. 時代に即した行政経営の基本方針 2017 (C3 成長加速化方針)

(1) 持続可能な体制に向けた各種制度の見直し

- ◆これまで国や県が補助金を出していたものの、既にその補助がされていない事業であって、現在でも当該制度が存続しているもの、または従来のサービス水準を維持しているものは、その必要性を精査した上で、制度の縮小・廃止や受益者負担の観点から見直しを進めます。中でも、福祉的な事業は公的関与の必要性を明らかにするとともに、市が提供するサービスの水準について改めて見直すこととします。

(2) 外郭団体への支援策等に関する見直し

- ◆外郭団体の運営または自主事業に対する補助金など、外郭団体に対する財政的支援について、経営指標から導かれる財務状況を精査した上で、その方向性を検討することとします。
- ◆各外郭団体の経営を安定的かつ自立したものとするため、給与体系の見直しや収入源となる公益事業の強化等を実施し、財政状況の改善を図るとともに、事業評価制度等の導入を積極的に推し進め、適切なマネジメントサイクルの中で団体運営が図れるよう調整を図っていくこととします。
- ◆指定管理者制度導入施設のうち、外郭団体を非公募で選定している施設については、次期指定管理者選定のタイミングまでに外郭団体の経営改善を図ることとし、公募の可能性について検討を進めるものとします。

(3) 受益者負担の適正化に関する見直し

- ◆受益者負担の原則に立ち戻り、公の施設の使用料について適切な額を設定できるよう検討を進めます。設定にあたっては、施設利用の実態を把握・分析するとともに、利用者意見を聴取しながら慎重に検討を進めるものとします。

(4) 時代に即した行政経営を行うための働きかたの見直し

- ◆各課かいは、業務の平準化及び業務の流れの標準化に努め、仕事のダイエットを推進します。
 - ◆民間的視点や発想を取り入れ、効率的な仕事の進め方ができるよう、必要に応じて業務プロセスの抜本的な見直し・最適化を行うことを検討します。最適化にあたり、効率的・効果的と判断される場合には、アウトソースの活用を積極的に図ることとします（外部委託の推進）。
 - ◆直営で実施する必要がある業務（部分的な業務を含む）は、再任用職員や臨時職員等、多様な雇用形態の職員について、その雇用形態の有する任用目的（役割）等と照らし、活用可能性について最大限検討するものとします。
 - ◆環境の変化に応じて職員を適正かつ効果的に配置し、臨機応変な組織体制の構築が可能となるよう、次期基本構想の策定を見据え、戦略性を持った定員管理の考え方について検討を進めます。
-

3. C3 成長加速化方針の構成



※ 頭に「(仮称)」が付いているものは、今後策定を進めていく予定です。